

1 議事日程(3日目)

[平成18年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成18年6月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	安部 陽 (15)	<p>1. ウィークリーマンション等短期滞在型宿泊賃貸マンション建設について</p> <p>(1) 旅館業法に該当すると厚生労働省は認めているが、第一種低層住居専用地域には建設できないと史料される。その見解について。</p> <p>(2) レオパレスの利用契約システムと、どのような会社であるのか。</p> <p>(3) 短期滞在型住宅については、学校周辺、一般住宅地になじまないと史料する。安心、安全のまちづくりのために、都市計画、建築基準の見直しが早急に必要と思われる。その見解について。</p> <p>(4) この地区は、小学生、高校生の通学路で狭道のため、交通事故が多発すると予測される。対応策について。</p> <p>(5) 旅館業法によれば学校教育法に基づく施設があれば許可できない。100m以内と思われるが、その見解について。</p> <p>(6) ウィークリーマンションは、住民の住環境は守れなくなる。また建築確認申請が民間の日本E R Iとも聞いている。許可が安易にされていることに問題がある。今後は許認可を行政で行うべきと考える。国、県に働きかけ検討すべき課題である。その見解について。</p>
2	武藤 哲志 (19)	<p>1. 中学校給食実施計画について</p> <p>(1) 実施される給食費用額はいくらなのか。</p> <p>(2) 給食調理方式はどのように検討されているのか。</p> <p>(3) 春日市の弁当代は一食当たり240円で生徒の利用率は高く、大野城市の弁当代は一食当たり400円であり生徒の利用率が下がっている。また給食施設整備費は中学校四校で約3,700万円であるが、どのような対応を考えているのか。</p> <p>2. 乳幼児医療費の初診料無料化に対し、福岡県が2分の1の補助実施を決定したので太宰府市でも実施を</p>

		平成11年3月14日に乳幼児医療費の初診料を無料にするべきと一般質問を行った。回答では、財政的に約2,000万円が必要であるため困難であり検討すると答えていたが、福岡県が全国で最後の乳幼児医療費初診料の無料化に対して、補助金を出すようになったので太宰府市での実施を要求する。
3	中 林 宗 樹 (5)	1. 高雄公園(仮称)の整備について 高雄公園(仮称)の整備については、平成19年度着工、平成20年度完成予定との計画であるが、具体的にどのような整備を考えているのか伺う。 2. 水城跡の整備について 水城跡については、太宰府市への玄関口に位置しており、それらしく整備されるべきと思う。水城跡整備計画はできているが、どのように進められるのか伺う。
4	清 水 章 一 (13)	1. 障害者自立支援法について (1) 障害福祉計画ならびに障害者プランについて (利用者負担、就労支援、地域生活移行等) (2) 障害者自立支援法全般について
5	福 廣 和 美 (17)	1. 交通対策について (1) 市民の交通手段としてのまほろば号を今後どう考えるのか。 (2) 観光者向けの交通手段としてのまほろば号について (3) 近隣市との関係は。 2. 障害者対策について 身体障害者福祉協会から市に提出されている要望書に対して、市はどのように対処しようとしているのか伺う。
6	不 老 光 幸 (7)	1. 「国民年金健康保養センター太宰府」売却の市の見解について (1) 国民年金健康保養センター太宰府の売却についてどのようなになっているのかその予定と現在の状況を伺う。 (2) 市で何らかの方法で確保する考えがないか伺う。例えば市営、または市独自の組合組織、あるいは商工会、観光協会も含めた組合組織による第3セクター方式による確保は考えられないか伺う。

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片 井 智 鶴 枝 議 員	2番	力 丸 義 行 議 員
3番	後 藤 邦 晴 議 員	4番	橋 本 健 議 員
5番	中 林 宗 樹 議 員	6番	門 田 直 樹 議 員
7番	不 老 光 幸 議 員	8番	渡 邊 美 穂 議 員

9番 大田勝義 議員  
11番 山路一恵 議員  
13番 清水章一 議員  
15番 安部陽 議員  
17番 福廣和美 議員  
19番 武藤哲志 議員

10番 安部啓治 議員  
12番 小柳道枝 議員  
14番 佐伯修 議員  
16番 田川武茂 議員  
18番 岡部茂夫 議員  
20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(29名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	まちづくり企画課長	神原稔
産業・交通課長	山田純裕	市民課長	藤幸二郎
福祉課長	新納照文	国保年金課長	木村裕子
建設課長	西山源次	まちづくり技術 開発課長	大江田洋
上下水道課長	宮原勝美	施設課長	轟満
教務課長	井上和雄	学校教育課長	花田正信
文化財課長	齋藤廣之		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は11人から提出されております。そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日14日は6人、明日15日は5人の割り振りでやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長から一般質問の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

ウイークリーマンション等短期滞在型宿泊賃貸マンション建設について。

このたび連歌屋一丁目にウイークリーマンションを建設すると突然業者から告げられました。この地区は、皆様もご存じのように太宰府小学校、筑紫台高校と小学生、高校生の学びやの地でもあります。

今回建設されますマンションは、短期間、週単位の利用者に部屋を提供する建物で、体一つで入居できる、家具、家電つきで、早い人では二、三日で退去があり得るとのことです。このような住民登録もないような方が入れかわり立ちかわり入れかわれることは、疑心暗鬼な気持ちで私たちは常に不安を抱きながら毎日の生活を送らなければなりません。

また、今回建設されますマンションは20戸建てで、不特定多数の入居のため1室3名まで利用ができ、万一満室の場合は60人もなり、私たちの生活環境破壊や地域のコミュニティ活動への危惧が生じるのではないかと思料されます。

また、不特定多数の短期間滞在のため、利用者はほとんどが若い人たちの利用施設ではないかと思料され、私は第2の池田小学校事件をはじめ、交通事故の多発やいろいろな事件や事故があるのではないかと危惧する者の一人でもあります。

私たちは、既に市と県にウイークリーマンションを許可されないように陳情をいたしておりますが、その中での回答は、県におきましては太宰府市はどのようなまちづくりをなされようと考えてあるのかが問題ですと。市におきましては、建築基準法によって要件が満たされてい

ればという考え方で、簡単に許可をされるようなムードでもあります。このような管理人不在の建物を安易に許可される市は、市民や児童をどのようにして今後守られていかれるのか疑問を抱く者の一人でもあります。

私は、建設に際しては、建築物の内容、社会環境、自然環境、住環境等総合的に判断されて建築許可をされるべきと思いますが、今までの市との交渉の過程からして、市民を守ろうとする姿勢がうかがわれません。

また、市は、建築目的、事業内容等法的な問題と周辺環境等などを含め検討され、業者に対して建築条件を付すべきだと思います。今回計画されている建築物は、マンション等の施設を使用する形態の旅館業についてという厚生労働省健康局生活衛生課長通知あるいは税務署の見解は、旅館業法に相当すると認めております。したがって、今までの高層マンションの建築紛争とは違った形の問題であり、市は真剣にこの問題を正面からとらえ、市民に対してきちんとしたまちづくりに対する態度をとるべきだと思います。

私たち周辺住民といたしましては、住環境が守られ、コミュニティの維持もできるファミリーマンションであれば容認いたしております。したがって、次の点についてどのように考えてあるのか伺います。

1、この地区は、建築基準法で第一種低層住居専用地域と史料されますが、今回建設される建物は、契約期間が短く、寝具、冷蔵庫、テレビ等が備えられ、前払いにて簡単な手続で寝泊りができます。平成17年2月9日、厚生労働省健康局生活衛生課長通知によれば、旅館業法に該当すると思われます。この建物に対する見解がもし該当するとすれば、この地区には旅館業法により建築できないと思います。その見解をあわせて伺います。

2、レオパレス21の利用契約システムと、どのような会社と認識されているのか伺います。

3、第四次総合計画で、人を大切に豊かな心をはぐくむまちづくり、健やかで安心して暮らせるまちづくりなど目標が掲げてありますが、今回のような短期滞在型住宅については、学校周辺、住環境など検討しながら建築許可をすべきで、歴史と文化のまちづくりの本市の場合にはなじまないと思われます。市民を守るため、安心、安全のまちづくりに際し、都市計画、建築基準の規制等を含め、早急に見直しが必要だと思われますが、その見解を伺います。

4、この地区は、小学生、高校生の通学路で狭道のため、歩行者や児童は側溝の上を歩いている状態で、交通事故が多発すると予測されますが、この対応策と周辺の道路事情について市の見解を伺います。

5、旅館業法第3条には、学校教育法に基づく施設が100m以内にあるときには、このような建築物は許可ができないようになっておりますが、この建物は旅館業法に相当する建築物と認識されますが、どのような判断をなさっているのか再度伺います。

6、ウイークリーマンションの建設は、住民の住環境を守れなくなります。建築主は、建築確認申請を民間の日本E R Iに申請されたとも聞いております。民間での建築確認申請は、安易に許可されていることに問題があります。したがって、国、県に働きかけて、許認可申

請のあり方について再検討すべき重大な課題と思いますが、その見解を伺います。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、ただいまのご質問についてご回答申し上げます。

まず、1点目でございますが、今回事前協議のありました建築物は、ワンルーム形式の共同住宅ということで申請されておりますので、この地域は第一種低層住居専用地域でございます、ということで建築可能ということでございます。ただし、使用形態が旅館業法、これは県の保健所の認可でございますが、これに該当した場合は、建築基準法の違反に当たるといふふうに考えます。

2点目のレオパレス21は、主に住宅を一括借り上げしまして、その住宅をサブリースといいますが、管理運営、そういうものをするという形で利用者に提供することをやっている会社でございまして、利用形態としては賃貸が主でございます。いわゆるウイークリーマンションと称する施設の利用も取り扱っている会社であると認識いたしております。

3点目でございますが、建築基準法に基づきます建築確認業務、これは県の業務でございます、市においてはその権限はございません。そういうことから、国の法律に合致いたしました建築物に対しまして規制をかけるということにつきましては困難であると考えております。

続いて、4点目の交通安全対策でございます。以前から通学路でもあるということから要望が上がっております。そういうことで、できる限りのことは対策は行ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

5点目についてでございます。旅館業法によります施設の営業許可業務は、先ほど申しましたように福岡県の業務、県の業務でございます。市にその許可権限はございませんということをおきたいというふうに思っております。

最後に、6点目でございます。民間の確認機関は、国、県がその機関の能力、資格等を審査しまして業務を認可された機関でございます。法を遵守して建築確認業務を行っていると考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今回回答を得ましたけれども、まず市の方にこの建築についてご相談があると思うんですね。それで、市はそれを聞いて、それに基づいて副申をつけて恐らく県の方に申請が行くだろうという想定はされるわけですが、その業者指導ですね。その最初の業者指導をどのような形で現在行ってあるんでしょうかね。こういうような、まず建てる時点までは恐らく建築の問題ですね、回答のあったとおり。それから、今度はこれを営業するようになると旅館業法に当たると。そういうような2つの、時点がちょっと違って、前の段階では建築可能だと、しかしながら次の時点では旅館業法だと、そうなれば、ここのはっきりとした形態が旅館業法というふうに分かってくると、こういう建物は業者から申請があったときにははっき

りとお断りすべきと思うんですがね、その点の指導はどのように今回されたんでしょう。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まず、今議員さんおっしゃるように、窓口に業者なり施主の方なりが来られましているんなことをお尋ねになります。規制とか条件とか、いわゆる建ぺい率とか容積率とかそういうもの、それから市の方としては道路形態とかそういうものを確認しまして、この物件に関しましては、先ほど申しましたように、共同住宅ということで出ております。ウイークリーかどうかというのは、この時点ではわかりません。ご承知のとおり、住民の方からそういうウイークリー的なことで使われるおそれがあるということも聞きましたので、あわせて説明会あたりで聞いたことを窓口に来ます業者の方に市から確実に伝えております。あくまでもまだ共同住宅ということで、営業形態のことについてはまだこれからのことになるかもしれないけれども、今のところ共同住宅ということで申請がっております関係で、建築基準法上の判断を本市としてはしておるということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今、土木の方で対応してあるのは、もう建築のみを、その時点が、前の段階だけを考えたわけですね。今後のやはりそういう形態が変わってくると思うんですよ。いよいよ建物が建って営業されるようになると。しかしながら、現在地元に出されておるのは、こういう20世帯で今ワンルームマンション。そして、説明を聞くところによると1室に3名まで入れると。それから、そのこの会員さんであれば、何かもうパスポートのようなものです。すすすすすす次の場所、次の場所と移られるというようなことですね。それで、そういうような形態で、やはり建築はいいと、しかしながらその後の段階でだめだというようなことはわかっておるんですね。そこをどのような形でストップをかけるのかというのが今の問題だろうと思うんですね。で、そのストップをするために、やはり前の段階で副申をつけるときに、こういうようなことも聞いておるといようなことで、そういう副申を県の方に出されないのかどうか。私が聞くところによると、そういう条件等も付さないといようなことを聞いておりますので、私はそこに問題があるんじゃないかということを行っているわけですね。その点の考え方を。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 旅館業法になるのか、抵触するのかというのは、非常に難しい問題であろうと思いますし、私どもででき得ることの範囲としては、その業者に対してということの信頼性と申しますかね、そういうものを信じて確認申請が出されておるといふふうに思っております。テレビ等でこのレオパレス21というところは盛んに宣伝をしておりますし、そういう短期間のそういうものを業務形態としてやっておるといことは承知しておりますが、この物件に対しましてそういう短期間で入れかわるといことについてはですね、これは窓口でも確認をしておりますけれども、その短期間というのがどこで短期間かというのはわかりませんが

も、週単位で、例えば1週間以内とかで入れかわるとか、そういうことは今のところ窓口のやりとりの中では聞いておりませんし、そういうことから建築基準法、そういうもので判断せざるを得ないというふうに思っております。

副申のあり方についても、文書ではそういう進達というのはやっておりませんが、県の担当の方とそういう細かな住民の意見とかそういうことを心配されておるといことは確実に伝えておるといようなことで今行っておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ちょっと今の副申の問題でちょっとこれは問題だと思います。というのが、行政は文書に始まって文書で終わるといのが原則ですよね。それが口頭で終わらせるということは、そういうのは聞いていません、聞いていますといようなやりとりになると思うし、やっぱりこいう大事なのは文書でもって県に申請すべきと思いますが、その点。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 私が具体的に副申とかそういう業務を担当したことはないんですけども、副申につけるべき内容とかそういうものは決まっておるとい思います。そういうことのほか、私どもの指導要綱といものがございまして、そういう中での説明、そういうものをやらせておまして、それに基づいた内容等、そういうものを県の方に何もありませんよといようなことで進達するのではなく、口頭で、実際道路のこと等についてもこいう状況であるといようなことを確認をとって伝えておりますから、おっしゃるように無責任に市が県に進達しておるといことはございせん。そこの地区の状況を確実に伝えて、県の方もできる限りのことはするといような形をとっておるといことはご理解いただきたいといふに思っています。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この問題は今後検討していただいて、前向きにお願いしたいと思ます。

それから、先ほどこのウイークリーマンションについては、賃貸契約、こいうような会社であるといことだけで来ておったと思んですが、私も2回ほど会ったんですね。その中で、私は特にこの会社はだめだといふに感じたのは、まず担当、そこの現場の担当課長が地主を連れて次回にはお伺いしますといような約束をしておったわけですね。それが、当日になって、もう私どもは委任状で終わらせますといようなことで、こいうように、じゃあなぜ確実に連れてくるとい約束したかと言ったら、あれはでたらめでしたといことをはっきり言ったんですよ、皆さんの前で。ね。でたらめでしたといような担当課長が現場に来ると。それから、そこに大阪から今日は応援に来ておりますといような人も、住民登録は私は一切しておりせん、こいうような会社ですよ。こいうような会社に対して、やはり業者は信用せんといかんといものの、こいうような現場での実態といことをこの際はっ

きり私申し上げておきます。

それからもう一つは、あそこの、先ほど部長は今後できる限り道路については考えていきますと。このできる限りということが、ちょっと範囲が広いわけですね。それと、どの程度されるのかと。やはり、昨日私太宰府小学校に行きまして校長先生にも会いました。その中で、あの道路をどのくらいの生徒が使っておりますかというおおよその人員を調べていただきますと、約255名というような数字が出てきておるわけですね。その255名の方が側溝の上を通っていると、車が通るときは。みんなが通っているんですよ。そして、雨の降るときにはもう傘が差せないんですね。そういう狭いところです。

それから、よく見られるとわかるように、消防車も通れないと。水害、地震、いろいろ風水害があったときにも、消防車も通れないようなところに250人からの生徒が通学しておると。そういう場所で今回20世帯プラスされる、あるいはこれが最高で60名の方が入るということになると、あれはもうふん詰まりの状態ですね。行き詰まりですか、そういう道路でありますので、できる限りじゃなくって、結局私に言わせれば、そういうマンションはこの学校の周辺にはなじまないというところで建ててもらわん方がいいです、最初に。道路をつくったりするよりも、まずそういうような姿勢で臨んでいただきたいということが私の主張ですね。もう道路を扱うよりもそういうマンションは来てもらわない方がいいということを念頭において処理をしていただきたいと思います。

それから、話が前後しますけれども……。

それから、現在市内には十二、三棟建っているというようなことを聞いておるわけですが、この十二、三棟建っておる建物はすべて、例えば20戸建てであれば20個の駐車場があるのか。なければ、どういう設置義務があるのか、ちょっとその点教えてください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今、市内にこの手の建物が建っておる部分のということでございますけれども、私もこの請願と、それから皆さん来られましたので現地を幾つか確認してまいりまして、第一種低層住居専用地域に、同じようなところに大体12棟ぐらいは建っておって、あと第一種住居地域といいますが、街に近いところ、そういうところに二、三棟建っておるということを確認いたしまして、駐車場関係がそのときどうなっておるかまでは確認はいたしてありませんけれども、おおむね戸数の駐車場ぐらいは、駐車スペースはとってあったような気がいたします。ただ、指導要綱がございますので、それを確実にクリアしての建物だということは申し上げておきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） その指導要綱では大体どのようになっていますか。駐車台数ですね。例えば20戸建ての場合は50%でいいですか。ちょっとその点。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今申されましたように50%、20戸建てであれば10個をクリアしておれ

ば、一つの指導要綱上はよいということにいたしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 大体考え方がまだまだ、私が最後に聞きたいのは、建った後のことまで考えて県の方にも話していただき、それからこういうマンションはできない。それから、あるいはこれがそういう旅館業法に基づくとすれば、今度建てられようとするところは、表の4m道路のところ約70mぐらいですよ、はかってみて。それから、一番近いところは15mから20mしかないんですよ、筑紫台高校まで。それで、字図を見られたら、のり面で次のこのマンションのところになっていると。のり面が15mぐらいあって、それで離れているというような状況。それで、旅館業法に該当するとすれば、即刻これは取り消しと思うんですよ。そこを認識していただかないとこの問題は解決しないと思うんです。やはり旅館業法は100m以内にこういう学校教育法に基づく施設がある場合は建てられないとはっきりうたってあるんですよ。それで、あなたたちは、建設してもいいですよと言った後にそういう営業になってきたときに、これは取り壊しなさいという強い姿勢で関係の機関と協議してやる必要があると思うんですよ。そこまで腹に据えて今回のこの処理はお願いしたいと思います。

最後に、市長のこの見解をお願い.....。

（「 - （聞き取り不能） - じゃないですか」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 静かにしてください。

安部議員、質問よろしいですか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私ども請願も出しておったと思いますけれども、その結果についてちょっと参考になれば教えてください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 請願が出されまして建設経済委員会で慎重に論議されて採択ということ聞いておりますし、その中でいろんな質問も出まして現地も確認したところでございます。皆さんの意見、その前に住民の方々、直接お会いしまして顔を拝見しながらお話しして十分に気持ちはわかっておるところでございますが、その後のことにつきましても部内で論議をいたしておりまして、どういう形になると旅館業法になるかというようなところ、そういうところについては、それこそ建ってみないとわからないという部分がございますので、こういう請願、そういうものが出ました関係で業者の方に確認をする。それから、そういう資料の提出を県を通じても出していただくとか、そういうことを考えていかざるを得ないかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 請願の方ありがとうございました。また、各委員の方、本当ありがと

うございました。

やはり、今まで、もうこのマンションについては昭和63年からずっと東京都をはじめずっとこれ来ているんですね。それで、もう旅館業法だという認定もされておるし、それに基づいて税務署も税金をきちっと取っておるわけですね。それで、私が言っているのは、建てる前はさらあ、あなたたちは許可していいですよ。しかし、その後の営業が、そういう旅館業法になって来るとんだから、そこをね、もう一度よく考えてね、判断してもらいたいと思いますが、これは県の保健所に行かんといかんのだとか言われると思いますけれども、そういうなすり合いされんで、やはり一体となってこれはお願いしときます。

議長（村山弘行議員） 要望ですか。

15番（安部 陽議員） 要望しときます、これは。

それから最後に、市長のこのまちづくりについて、こういうようなマンションが出てくるといことは、私は太宰府市にふさわしくないと思うんですね。やはり人口を増やすということもありますけれども、これは人口を増やす方にもならないし、かえって市民のコミュニティを乱すような私は施設だと思っておりますので、どういような今後のまちづくり、県の方でもこれは太宰府市がどのように考えておるかということをお聞きしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまウイークリーマンション問題につきましていろいろご指摘がございましたけれども、ただいま部長がご説明申しましたとおり、適法に建築されておれば、おのずから指導の限界はあると思いますが、今ご指摘のとおり、いろいろ建ちました後の経営方法、運営方法等にご指摘のような問題があれば、これはこのことにつきましては十分な指導あるいは所轄官庁からの営業停止だってあり得るわけでございまして、そこはまだ未確認の問題でございまして。ただ、マンションの建設につきましては、ワンルームマンション等々地域との紛争が非常に多くなっておりますので、そのことにつきましては業者の方にも我々は開発行為等整備要綱等に基づいて指導もしておりますし、今後とも周辺住民の皆様によく話し合っていたきまして、理解を求めて運営また建設に当たられるよう、今後とも指導してまいりたいと、かように考えおります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ホテルあるいは学生アパート、ファミリーマンション等については都市計画法に基づいて建設できますが、今回のウイークリーマンションは、本市の歴史と文化のまちづくりにはなじみません。せんだって、太宰府ストア跡地に11階建てのアパートが建つ予定でした。そのときには、市は即座に都市計画法の見直しをされて、ああいう15mの建物制限だとか、そういうことに取り組みされていたと思います。今回もこういうようなてきばきとした条例改正なりそういうような見直しをされますようお願いいたしますとともに、また旅館業法的な営業になったときには、各関係機関と協議されて取り壊すという強い信念のもとにこのマンシ

ョンに対する対応をしていただきたいと思います。このようなマンションが余り太宰府にはふさわしくないということを再度申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 通告いたしております2項目について、市長、教育長に回答を求めます。

1項目めの中学校給食の実施については、平成17年12月15日、教育長より実施の附帯事項を含め市長と協議をお願いするとして具体的に報告をいただきましたが、本日まで具体的な内容が明らかになっていませんので、再度回答を求めます。

初めに、財政支援対策として、実施は生徒の栄養管理、食の安全と食材の確保、衛生管理、栄養士の配置を特に行うとのことですが、1点目の回答として、小学校栄養士を兼務させるのか、新規採用を行うか明らかにしていただきたいと思います。

2点目は、栄養士が栄養管理、食材の安全計画をする場合、委託業者の関係で食材費用等によって弁当の内容、金額も変わると考えられます。現在、弁当給食を実施している春日市と大野城市でその格差が明らかになっております。春日市では、市長はじめ教育委員会が父母の負担を軽くするために福岡県に要請し、学校給食法に基づいて学校給食会食材を利用しているために1食当たりの弁当代は240円で実施されておりますので、全中学校の利用率が50%を超えております。一方、大野城市では、食材等は業者が確保するために、入札業者もやっと1社が参加いただき、1食当たり行政が50円補助を行うということで、父母の負担は350円で実施されておりますが、利用率は全校で10%です。

太宰府市の弁当給食制度については、春日市方式、大野城市方式、また別な考え方を持っているか回答いただきたいと思います。

3点目は、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくとの配慮が必要であり、備品、配膳室の整備を行うと回答いただきましたが、中学校4校施設整備費、弁当用食器備品や委託料、配送料を含め、当初予算に計上されておりますが、市長の回答では、今年の2学期から実施したいとのことでしたが、具体的にどのように進んでいるのか回答いただきたいと思います。

4点目は、弁当給食を実施したが、実施内容によっては父母負担が大きく、生徒の利用率も低くなり、以前と同じように購買でパンを買う結果になっている状況は好ましくないと考えられますが、このようなことのないような状況も教育委員会では検討されているのか、回答いただきたい。

春日市では、弁当給食メニューを1か月単位に父母に配布され、予約し、弁当代金を振り込み方式で行っておりますが、太宰府市では券売機利用計画ですが、どのような事務処理の内容なのか回答ください。以前、教育長の説明では、学校給食事務全般職員配置を要望しておりますが、職員配置によっては、学校給食法に準じる対応をすることができると思いますが、福岡

県に要請することもあわせて検討する必要があると思いますが、これもあわせて回答いただきたいと思います。

5点目は、中学校弁当給食を業者に委託するわけですが、現在は小学校の給食調理業務が委託されております。市内の4校の中学校給食も、小学校の調理施設を利用し、4校の中学校に配送する方式を検討する、特に市の外郭団体でありますシルバー人材センター等活用する方法も検討できるんじゃないかと思いますが、この点について市長、教育委員会の考え方、これもあわせて回答いただきたいと思います。

2項目めは、乳幼児医療費の初診料の無料化実施について再度質問いたします。

以前の質問では、乳幼児の医療受診回数や医療額、乳幼児数、少子化対策などを含めた質問を行いました。結果的には、太宰府市単独での支出予算額として約2,000万円の財政が必要であり、できないとのことでしたが、福岡県は少子化対策としてやっと3歳未満児の初診料の2分の1を地方自治体が条例等対応すれば補助を行うと決定いたしました。その結果、県下の自治体では、乳幼児の初診料無料化の準備を行っておりますが、太宰府市はどのように行うのか明らかにしていただきたいと思います。

県内の全自治体では、入院は就学前まで医療費の無料化が実施されております。また、通院については、就学前まで無料化は宗像市、福津市、二丈町等県下7自治体で実施されております。太宰府市は、4歳未満児まで乳幼児医療費の無料化を行っておりますが、年齢4歳未満も含めた初診料の無料化を実施すべきと考えますが、早急に実施いただくために市の方針を含めた市長の回答を求めます。

再質問については自席で行います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） ただいま議員から、中学校給食をランチサービスと呼んでおりますので以下ランチサービスでお答えさせていただきます、ランチサービスの実施に対し、5点について質問がなされました。

1点目の栄養士の配置につきましては、生徒の栄養管理や食の安全面確保などから、嘱託栄養士を教育委員会に1名配置することで進めたいと思っております。

2点目の方式につきましては、現時点では近隣市の大野城方式に準じた方式を考えております。しかしながら、春日市と大野城市で利用率が大きく違っており、保護者負担や注文方法のあり方なども十分検討する必要があると考えているところです。

3点目の進捗状況でございますが、実際に導入した場合、注文数がどの程度あるのか把握をするため、本年5月、生徒、保護者に対しますアンケートを実施し、現在集計をしております。そのほか、1食当たり単価の検討や業者検討のための業務、配膳室設置に向けた業務など、2学期の秋口導入をめどに現在作業を進めておるところです。

4点目の購買でのパン販売につきましては、今までどおりの継続を考えておりますが、1食当たりの単価がパン購入や給食利用率に大きく影響するものと考えております。今回のランチ

サービスを利用するかしないかは、生徒、保護者の判断もありますことから、1食単価や注文方法など、生徒、保護者の皆さんが利用しやすい内容にしたいと考えております。

なお、当初予算編成時には券売機を利用する注文方法を考えておりましたが、現在他の方法も含め再検討しているところでございます。

5点目の小学校施設やシルバー人材センター等の活用につきましては、現在の小学校施設を大幅に改修する必要がございますことや、食の安全性、衛生管理などの面から大量調理施設衛生管理マニュアル並びに学校給食衛生管理の基準に基づき整備されている民間調理施設を考えております。安全でおいしい、生徒に喜ばれますランチサービス、いわゆる中学校給食の実施に向け、今後1食当たりの単価や注文方法、注文の流れなどを検討し、実施していきたいと考えておるところです。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、このランチサービスという形で栄養士は嘱託を1名配置するということですが、その1名で4校の弁当を企画するわけですが、それはもし仮定として単価だとか仕入れ金額だとかいろんな部分の栄養士の業務的な問題、仮定の話で、どの業者が受けるかわかりませんが、この食材とか栄養管理、カロリー、こういう問題がありますが、そういう嘱託職員を配置してやろうとする内容、現在小学校の自校方式でやっている栄養士の仕事との違いはどういう形になるでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 小学校に自校方式で採用して配置されております栄養士と今後中学校給食の担当として採用します嘱託栄養士の違いですが、基本的には業務内容は変わらないと思います。特に、食材とかカロリーとか、そういった献立をつくる部分が中心になるかというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 教育部長、今変わらないと言いましたけどね、弁当給食とそれから学校の調理施設を使っつつくっている給食と、弁当と給食が変わらないということを確認できますか。春日市では、やっている内容は、弁当ですけど給食方式ですよね。ところが、太宰府市がやろうとするのは、後の問題に入りますが、弁当と給食との違いというのは大きくあると思うんですけど、1食当たりどのぐらいの単価で抑えるのか、どういうカロリー、食材を使うのか、その部分がありますが、弁当と給食が変わらないということについて今回回答いただきましたが、変わったときはどうします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 部長が申し上げましたのは、食の安全とか、また栄養とか、そういうふうなものについてどうやっていくかということについては変わらないだろうと。ただ、業者の方に委託するという形で今進めておりますので、具体的な内容は、その辺の業者とのいろんな細

かな打ち合わせを持って、こちらの方の栄養士の役割もそれに準じていろいろ出てくるんじゃないかと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 2つ目の回答ですが、大野城方式を考えていると。ところが、春日市は50%、多いところでは63%ぐらい利用率があるんですね。大変父母も喜ばれておりますし、特別委員会が調査に行ったときも、ぜひ春日市が行っているような調理法式、弁当方式をぜひしていただきたいと春日市の職員からもお願いがあっているようですが、一番利用率の悪い、子どもが好まない、そういう大野城方式をする。券売機は検討するということなんですが、ところが、一番大きな問題は、食材をはっきり言ってどのように安全な食材を確保してつくるのか。市が指定した、先ほど栄養士が献立を考えたものを業者にやると、そこに大きなですね、やはり単価もありますし、質の内容も変わってくると思うんですよ。だから、春日市では利用率が、子どもがおいしいと言って利用率が物すごく高い。大野城市ではおいしくないという生徒の声が出てきていることは現実の問題です。だから、50%と10%というデータが出ているでしょ。だから、その利用率を考えてということですが、その辺は太宰府市は大野城方式をとってみて、悪いところを参考にするというのは余り好ましくないと思うんですが、この辺はなぜ大野城方式に決定したんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 大野城方式に準じた方式を考えておりますけれども、大野城市が昨年導入をされた際に、本来ならば温かいものは温かく提供すべきであろうと私どもは考えますが、それが大野城市ではそうではなかった。また1食当たりの単価が春日に比べて高かった。注文の方式が翌週の当日分を前の週に1日単位で注文するとか、いろんな要素が重なって大野城市では利用率が非常に低いというふうに考えておりますので、大野城方式での悪い点を改善しながら太宰府市で実施をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大野城方式の悪い点を改善してやろうというんですか。まあ余り悪いところを参考に、その悪い点を改善して、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくというそういうものが利用されてない、利用率も少ない、そういうものをそれなら改善して、よりよい学校給食はどのように計画するというふうに考えられているんですか。どのように大野城方式を改善したらおいしい弁当給食ができるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今後の課題の部分と、もうちょっと基本的に中学校給食につきましては長い議論の経過がございまして、その中で、やはり何らかの形で弁当をはじめとして提供する必要があるんじゃないかというような事柄で、議会また特別委員会、そして3月予算特別委員会等で承認をいただきましたので、私どもといたしましては、いろいろ課題があるからといって先延ばしばかり考えるんじゃなくて、やはり決められたところの実施でいかにして改良しながら

らやっていくかということを考えていきたいと、そのように努めているところでございますので、どうかご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 教育長が今言いました、一番基本はね。それじゃあ、学校給食会の食材というのは、国の補助金を受けて、筑紫野市にありますけど、各小・中学校にずっと食材が栄養士がつくった献立で、今小学校に来ているんですよ。ところが、業者に委託するのに学校給食会の食材を利用して給食単価を下げることと、安全な食材を提供して、その食材を使って業者につくらせる。あなた方は小学校の民間給食委託の問題は大変論議を私としましたが、そのときに言ってきたのは、学校給食会の食材を使いますよ、ただ調理をする人たちだけが委託業者ですと、こう説明してきたでしょ。今度の場合は、中学校給食をやるうというのに、学校給食会の安い、安全な食材は使わなくて、とりあえず栄養士が献立したものを業者が食材を確保してつくる、こういう状況の矛盾点があるんだけど、春日市ではそこを検討した。その結果、国の、県の補助金もあり弁当代が安くなったという実績がある。そして、おいしいと。ところが、それは抜きにして、一番経費のかからない、父母負担をする、業者も余り引き受け手のないような弁当給食をやるうとするのか。だから、私もさっき言ったように、安全な食材を安く、国の補助金があるものを確保して、そしてそれを業者に配送してつくらせたらよりおいしいものができるんじゃないですか、それが、学校給食会が学校給食法に抵触しないけど春日市は認められたと、そう言っているんですよ。だから、市長さんや教育長さんや教育委員会が、太宰府、全国の中でも、中学校の補助給食、牛乳給食とか、そういう部分は本当わずかになってきているんですね、全国的にも。だから、その中で太宰府市はやっと中学校給食をやるうとしたときに、よりよいものをやる方法としては、まず大野城市の悪い点を改善するために学校給食会の食材を利用することを、私は県に市長や教育長が要請しなさいと言っていることを、するのかしないのか。そこによって、弁当が大きく、子どもたちが喜ぶ、安い、父母の負担も軽くなる、この問題が目の前に下がっているのをそれはよけて通るのか、やはりお願いをしてみるのか、この辺はどうですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学校給食法に該当させるのか、また県の方に要請するのかというお話でございますけれども、学校給食法を適用しない中学校ランチサービスということで進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 行政というのは、子どもたち、よく少子化対策とか言いますが、やはり小学校の児童を大切に、中学校の生徒を大切にするために、よりよい負担のないような、やはりよりよいものをやるうときに、そういう制度があるけど、学校給食法に抵触しない事業をやりたい、父母に負担をさせたいという方式は、やはり考え方を考える必要があるんじゃないですか。一度ぐらい食材だけでも安く仕入れる方法として、福岡県にお願いに行くぐらい

なことはすべきじゃないですか。ちょっと教育長の考え方がありますが、今市長、私と教育長、部長との論争を聞いておりましたね、あなたも福岡市の教育長さんされておりましたが、学校給食会の食材を利用させていただけないか、子どもたちに安い弁当が提供できるんですけど。今新聞見ましたら、野菜なんていうのは50%値上がりしているんですよ。キャベツ、ニンジン、ネギ、この長雨続きで。そんなときに出したって、業者が、はっきり言って食材とか、いろんなアメリカの肉も入ってきませんが、そういう状況の中で本当に学校給食会がぴしっと確保してくれるものが利用できるならば、おいしいものができるんじゃないかと思うんですが。市長、教育長はですね、学校給食法に適用しない中学校ランチサービス弁当という形で市長をお願いをしましたが、市長と一緒に福岡県に学校給食食材を活用させてほしいというお願いに行けないんですかね。行っていただけないんですか。その辺どうでしょう。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 長年の懸案でございました中学校の給食でございますが、本年度実施したいということで、今教育委員会でもいろいろな形で検討し、実施の方法を今一生懸命考え、そして実施に向けて努力しておるところでございます。要するに中学校の給食が安全でおいしい、生徒に喜ばれる給食を提供する、これが本旨であると思いますが、今ご指摘のとおり1食当たりの単価の問題を含めまして、注文あるいは食材の注文方法、その流れでございますが、教育委員会等も今までいろいろな積み上げがあったと思いますが、その中で今ご指摘の点が考慮されるかどうか、十分教育委員会でも検討していただきながら協議してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） やはりある一定、教育委員会も努力をしていただいた、それから議会で特別委員会をつくって子どもたちの中学校給食をどうするかということで論議をした結果、あなた方もやはり中学校の生徒に弁当をという形で、真剣に考えてくれたことは評価しますよ。ただし、よりよいものをつくるためにどうするかというのを、決まったものの、やはりまだ模索するもの、それから改善するものが見つければ、それはそれで努力をしていく必要があるんじゃないかと思う。今市長の答弁では、そういう問題があって、食材が安く入るならばいいものもできるんじゃないかという部分がありますから、その辺はやはりもう一度ね。だから、大野城市で業者に委託しようとしたら委託業者がいなくて行政が業者を探して回らなきゃいけない、こういう矛盾が出てきたでしょう。春日市では、はっきり言って、競争業者を2業者にして、20分以内に温かいものは温かいもの、冷たいものは冷たいものと、保冷車としてかけた金額は1億5,000万円ですよ。後で論議にしますけどね。それだけ力を入れているのに、太宰府市はお金は3,700万円ぐらいだけで、あと業者任せの給食ではよりよいものは出てこないと思うんですが、まずその辺は今から先はまだ実施されていないわけですから、見直しをしていただく検討を行っていただきたい。

それから、先ほど大野城市が余りよくないけど、太宰府市では注文数を、そういうものを父

母のアンケートをとり、集約中で、1食当たりの単価はどうするかという、そして施設の改善という回答をいただきましたが、アンケートの集約をして、おいしければ幾ら、限度もあると思うんですが、350円ぐらいの弁当をお願いしようと思っているんですけど、1食当たりこれがずっといまだに特別委員会でも議会でも明らかにならないんですが、1食当たり大体どのくらいを検討しているんですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 今回の中学校ランチサービスにつきましては、大野城方式に準じたものを基本に考えておりまして、350円前後になるかどうかというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、春日市は240円、そして太宰府は350円で、大野城市は配送料として50円補助しているんですね。そうすると、350円は配送料も含めた弁当代というふうに考えているんですか。一切市は補助を出さないのか。それともこの350円の中に配送料が入っておれば、配送料として業者が利益率を考えるならば、はっきり言ってその分食材の質が落ちるんじゃないかという心配もあります。この辺いかがでしょう。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 配送料といたしまして260万円ほど予算化いたしております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今のちょっと私も受けとめ方が悪かったんですが、配送料としては1食当たり幾らを考えておりますか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市の予算として弁当配送手数料という名目で259万3,000円を予算化いたしております。259万3,000円。1食当たりに直しますと50円でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） わかりやすく、大きな金額259万3,000円じゃなくて、1食当たり、そうすると大野城市と同じじゃないですかと。本当にね、その部分、時間ももう30分たちましたが、次にね、大野城市では購買にパン、お握りがあるんですね。券売機の問題があつてですね、親がお金を渡すとやはり券売機を利用しなくて、はっきり言って350円の弁当代をパンとお握りを買って利用するというのが物すごく高いという、こういう矛盾点が出てきて、今大野城市も大変悩んでいますね。だから、そういう購買は購買で今までどおり、そりゃ必要です、文具がありますから。ただし、購買にパンやお握りを置くことによって太宰府市ではそういう大野城市と同じような状況になるんじゃないかと思うんですが、だからそこで矛盾する問題も出てくるし、利用率が高まれば購買の、春日市ではもうパン、牛乳がね、必要ないというような状況になっている。ところが、大野城市は購買にパンと牛乳がある。しかも、券売機の予約の関係があつてこういう矛盾点があるんですが、ここの部分は今までどおり、そりゃ文具だとか、いろんな物は必要ですけど、購買と弁当の部分で矛盾点はどう考えるつもりですかね。子

どもに親が金を渡して、あれなんですけど、今日は弁当要らないからという形で350円くれと言われて、そして200円ぐらいのを利用してですね、はっきり言ってあとの残りを自分の小遣いにするようなことは教育上好ましくないと思うんですが、この辺はどういうふうを考えられます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 諸計画に当たってですね、今までは大体教育委員会事務局サイドでいろんな計画立案をしてきたところでございますが、実際具体的に実施するといいたしますと、事務局はもちろんです、先ほど触れましたように業者の方、それから学校はどんなふうには指導したり手続をしていただけるか、また保護者の方の試食を含めた対応とか、そういうふうな具体的な側面についていろいろ出てくるんじゃないかと思っております。

先ほど議員の方からもご指摘のありましたようなことについては、余り好ましいことではないとは思っております。その辺はですね、どういう方法を利用していくと学校としても行いやすいのか、そういうところはもう少し詰めていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

~~~~~

再開 午前11時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、論議の過程の中でいろいろ明らかになってきているんですが、やはり、まだ実施段階、実施しておりませんからね、やっぱりよりよいものを見つけていただきたいと思うんですよ。だから、今私の方が提起しているのは、やはり小学校、先ほども、2度も言って申しわけないけど、小学校の調理の民間委託の問題が論議されたときにね、あなた方が私に説明したのは、やはり食材はちゃんと学校給食法に基づいて、調理だけをしますよと。だから、業者はたくさん指名に来たでしょう。業者は、本当食材確保しないでもいいから、人件費で利益が出てくると。そのために私どももあれだけ論議もした経過がありますが、その部分を食材がどう安く入るか、安定するか、国の補助金を受けられるかを検討していただきたいという問題は、一つの大きな問題として提起はしておきます。

それから、事務職員の問題はね、教育委員会の審議結果で事務職員を配置してやるという問題、回答いただかなかったんですが、この中学校の弁当給食、ランチサービスをやる場合は事務職員はどうするんですか。その回答をいただかなかったんですが。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ランチサービスに対応する事務職員につきましては、現在配置をしております事務補助職員の事務の中で検討したいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） それは、教育長、学校長との協議は調べておるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 現在のところですね、まだ方法等を検討しているところでございますので、これという協議はしてありませんが、例えば春日市ではこんなふうなことがあっている、大野城市ではこのようにやっているというような共通理解はしている、そういう状況でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、当然事務職員を兼務させることも、はっきり言って学校給食法に準じるような補助職員がおるといことですからね。各学校には事務職と事務補助がおりますが、そういうものも検討していただきたいと。あとの質問問題がありますからですね、私、最後の質問で、小学校の施設を改修する必要があり、大変な金がかかるから民間活用でやりたいということですが、小学校のですね、昭和61年当時の児童数を調べてみました。太宰府小学校今667名ですが、1,104名おりました。東小学校が今291名ですが、767名おりました。南小学校今306名の児童ですが、最大772名です。水城小学校は現在800名ですが、少子化傾向でその当時は765名。それは水城西小学校と分離した結果です。今水城西小学校は583名で、最大732名の児童がおりました。それから、太宰府西小学校今536名で、太宰府市で最大の児童数で1,221名を抱えておりました。国分小学校は現在513名で、714名です。現在、学業院中学校の生徒数は730名と太宰府中学校が361名、太宰府西中が368名。昭和61年当時は太宰府東中学校はありませんでしたが、現在は262名です。はっきり言って、当然学校給食会の食材が小学校に入ってきておまして、今の倍近くの児童の給食をつくった経過があります。それから、その間に給食施設にも改善を加えてきた経過もあります。

だから、私は当然今の小学校の調理施設、これを活用すること、そうすると以前も質問したことがあります、太宰府中学校だけが小学校と隣接をしておりません。それと同時に、この太宰府にある小学校の給食調理施設も委託をされておりますが、そこに学校給食会の食材を購入して委託した業者につくらせる。そのための食器だとか、備品だとか、配送を考えればですね、やはり子どもたち、生徒においしい給食ができるんじゃないかというものは検討する価値がまだあると思うんですね。太宰府にそういう施設もない。筑紫野市みたいに共同調理方式じゃなくて、小学校は独自の完全給食ですが、こういう施設を活用することによって、業者が派遣されてきているところに人員増をやれば、中学校の730名と361名と368名と262名、こういうものが完全給食としてもできるんですよ。こういうものももう一度検討してみる必要があるんじゃないかと。そうすると今3,700万円のお金で、業者に委託するときの弁当の食器はどうするのか、備品はどうするのか、そういう温かいもの、冷たいものはどうするのかという問題もそういう経費的な問題で検討できると思うんですね。だから、教育委員会も市長部局も再度2学期からと言いますが、少ない予算の中で効率的な活用は検討する価値があるんじゃないかと。今小学校も7校のうちの一部を委託して業者が調理しているわけですが、そこに委託も

できるんじゃないかと思うんですよ。食器だけ買って詰めさせる。配送はどういうふうな方法をするか、こういうものも検討することが必要なんです。教育委員会は教育委員会で検討してほしいんですが、財政支出の、市長としては私が今問題を提起していますが、この問題は検討する必要があるかないかはどうでしょうか、市長に、最後給食問題をお聞きしておきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本年度から初めての中学校給食でございますが、いろいろな形で経費の節減、あるいは安全・安心な食材等々の検討をしておりますが、ただいまご指摘のように本市の場合は小・中学校が隣接する学校が3つあると、太宰府中学校、太宰府小学校はちょっと離れておりますが、既存の小学校の給食施設を中学校の給食の共同利用というか、できないかというようなご提案なんだと思いますが、具体的に可能であるかどうか、教育委員会で十分検討していただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 1点目の中学校給食の問題は、問題の提起、新たに始まる前ですが、いろんな父母負担、おいしいもの、よりよいもの、議会の特別委員会も本当真剣に3年近くも論議をしていただいておりますね、また今議会でも審議がなされるわけですが、やはりよりよいものをどうするかというのは、やはり少子化対策として考えていただくことをお願いして終わります。

2点目の回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 乳幼児医療の無料化等々、いわゆる乳幼児医療の助成制度についてでございますが、ご承知のように平成15年10月から入院を就学前まで、それから通院につきましては昨年7月から1歳引き上げまして4歳未満まで対象年齢を拡大して無料化したところでございます。今まで自己負担となっておりました初診、往診料の3歳未満の方でございますが、今回福岡県が平成19年1月から無料化に対しまして補助をするという制度ができたわけございまして、本市といたしましても県の実施に合わせたいと、そのように考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変来年の1月からの実施に合わせてやりたいということですが、市長、先ほども言いましたように、県下65自治体の中でいろいろな制度を持っておりましてね、太宰府市の場合は4歳未満児まで乳幼児医療について無料化、筑紫野市は5歳だとかですね、いろいろありますが、県が3歳未満児まで2分の1を出すようになった。そうすると、太宰府市は独自に4歳未満児まで出していますが、この問題では650万円くらい要るんじゃないかというふうに考えておりますが、まずその問題について所管の担当部長、もし3歳未満までは県が出しますから大体1,000万円くらいでいいと思うんです。ところが、4歳未満児という1歳引き上げることによって初診料が大体どのくらい要るのかをちょっとまず所管部長からお聞き

したいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 私どもの方で今回県の方での補助制度が来年の1月から実施するというのでございますので、試算いたしますと大体1,600万円ぐらいかかりまして、その分の2分の1ですから800万円、それから1歳上げまして4歳未満になりますと大体430万円程度の負担というふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今のところ少子化でどんどん子どもたちが少なくなっておりますが、今部長の回答では1,600万円の2分の1の初診料が800万円、太宰府市は4歳未満児で430万円ぐらいが今要っているということですが、市長、この辺、せっかく4歳未満までしているわけですが、4歳未満まで初診料の無料化430万円ですが、これは実施していただくか、この辺どういうふうにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本年度でございますが、来年の1月から県が3歳未満を無料化するという制度に踏み切ったわけございまして、これは県の制度に対しまして市町村としても歓迎するところございまして、それに伴う実施につきましては、県に合わせて実施したいということ等は、もう予算措置も考えておるところでございます。これを4歳まで広げるかどうかにつきましては、新しい市町村独自の予算措置、あるいは制度の改革でございますので、今後のあり方、周辺市町村等の実施の状況等も見なければと思っておりますが、検討していきたいと。ただ、私は基本的に乳幼児の医療制度の初診料助成制度の問題につきましては、各市町村ごとにばらばらの制度を実施するというのは好ましくない、やはり国、県の助成制度と同時に、やっぱり全国どこでもそういう対象として受けられる、そういうことを実施すべきだと思っ、抜本的な問題として私は市長会等々につきましても、そういう国の助成制度等を含めた制度をぜひ広げていただきたい、そういう希望を持っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そういう国が全部してくれれば一番いいんでしょうけど、本当全国ばらばら、中学校まではっきり言って医療費を無料にしているところもあるし、この周辺の中でも先ほど言いましたように7自治体が就学前までしているところもありますし、この4市の中では筑紫野市が5歳未満児までしていると、そういう状況の中で春日、大野、それから太宰府、この3市が4歳未満児ですが、やはりこの自治体との協議があって、そこも4歳未満児まで無料化しようという動きが内部検討されていますが、そこはやはり足並みをそろえて、太宰府市だけは県の基準どおりの3歳未満児になるようなことのないようには検討いただけますか。その辺どうでしょう。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま申されました医療制度の助成の問題でございますが、制度としては

広く助成制度を広げていく、これにこしたことはございませんが、それぞれ市町村の財政事情等ございますが、先ほど申しましたように、本市が実施するかどうかにつきましては、先ほど申しましたように、周辺市町村あるいは今までの医療制度の歩み等々も十分検討しながら判断したいと、そのように考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私はね、大きなお金が要するというわけじゃなくて、先ほど担当部長に確認したら430万円で4歳未満の初診料も無料になると、皆さんから税金をいただいているわけですから、そして国だって少子化で出産費用も無料にしたい、安心して共働きができるように少子化対策だとか、いろんな制度をやる中でしているわけですが、この4市1町の中で太宰府の市長が4歳未満児まで無料化、430万円ですからやりましょうとあなたが決意したら、春日だって大野城だって、ついてくると思うんですよ。大きな金額を私はね、4億円とか5億円のお金を出しなさいと言っているわけじゃないんですよ。あなたにその権限があるんですから、やりましょうと言ってみりゃ、みんな喜ぶことでしょう。それを何か協議せにゃいかんの、国がばらばらな方針だからいかなのというのじゃなくて、あなたが430万円、来年も太宰府市は4歳未満児まで乳幼児の医療費の初診料の無料化をしているんで、やりたいと言えばいいことですが、そういう430万円の予算も厳しいんですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 財政問題等の検討も必要でございますが、新しい無料化の制度をつくるわけでございますが、単なる乳幼児だけの問題じゃなくて、福祉全般の諸制度についていかに無料化をしていくかという全般的な判断の中での選択が要るかと思えます。今おっしゃる財政措置につきましては、来年度予算編成の中でいろいろ検討する課題だと思いますが、そういうことで慎重というよりも、十分予算の編成の中での新しい無料化制度については考えていきたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 担当部、今市長が新しい制度、3歳未満児は県が2分の1を出したと、ただし太宰府は4歳未満児までですが、予算折衝については430万円あれば4歳未満児まで初診料が無料化できるというのは、市長も来年度の予算編成は骨格予算ですが、ひとつ市の予算の目玉としてですね、やっていただくように。大野城市、春日市がすると言えば、太宰府市もそれに従わなきゃならんと思うんですが、その辺も含めた来年度予算編成についてはですね、担当部としても、市長の今の回答がありましたように、財政的には当然すべきだというふうに私は考えておりますが、来年度の予算を楽しみにしておきます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問をいたします。

まず、1問目、高雄公園の整備についてお尋ねいたします。

高雄公園の整備については、平成19年度に着工し、平成20年度に完成と聞いております。当初の計画では、多目的広場、駐車場、大型遊具の設置、トイレ等が計画されていたようですが、その当初の計画で実施されるのか、また別のプランをお持ちなのか。公園予定地は住宅地より離れており、地形もウナギの寝床のように細長く、途中でくの字に折れ曲がっており見通しが悪く、入り口部分と奥の方との高低差は大きく、予算も6億円とか7億円とか言われておりますが、どのような公園を目指してつくろうとされておられるのか全くわかりません。

提案ですが、この公園は下の方の目が届く部分に駐車場、多目的広場をつくり、奥の方は遊具などを置かず木々を植えて、夏でも木陰ができて散歩できるような遊歩道をつくり、小鳥がさえずり、蛍の舞う、心がいやされるような公園にしていきたいと思います。これだと今の地形を余り壊さずにランニングコストも余りかからずに済むと思いますが、いかがでしょうか。

また、最近公園での未成年者の喫煙や飲酒、器物の損壊等が多く見受けられるようです。この公園は奥まったところにあり、一般の人の目が届きにくいと思われるので、それらについても目配りが必要だと思います。利用者である住民の方々の意見も聞くべきだと思います。これについては、以前平成16年6月議会で質問しました折、部長より、近隣の住民の方には説明会をして意見要望を把握し、反映させると答弁されましたが、説明会はまだなされていないようです。平成19年度に着工ということであれば、今年度中に予算の編成をしなければならぬと思います。となれば、もう今ごろは具体的な実施設計ができていなければならないと思いますが、そこで以下の点についてお尋ねします。

1、実施設計はできているのか。2、近隣への説明会はいつごろされる予定ですか。3、私が提案いたしました心のいやされるような公園についてどう考えられますか。4、予算は6億円、7億円と言われますが、用地の取得費も入っているので、実際の工事費はどのくらい見ておられるのか。その財源についてはどのように考えておられるのか。

以上、お尋ねします。

次に、水城跡の整備についてお尋ねします。

水城跡の整備については、昨年3月に文化財保存活用計画で「水城跡に関する環境整備方針」で明らかにされておられます。そこにも書いてありますが、福岡都心部及び福岡空港から本市へ入る幹線道路があり、本市の玄関口となっております。現在の水城跡を見ますと、整備計画書にもありますように、地すべりの跡や生活用道路としての踏み分け道、樹木の根が張り出しているところもあります。また、樹木が大きくなり、その根は遺構深く根差していて、遺構の損壊が危惧されています。また、その樹木は大きく枝を張り、その高さは10mから15mと立ち上がり、土塁を覆い隠すほどになっております。このこんもりとした森が今から1,300年

前に築かれた水城跡と気づかれる人は少ないのではないのでしょうか。ましてや、世界遺産の法隆寺と時を同じくして築かれていることなど、法隆寺は聖徳太子により607年に創建されており、創建当時の建物は創建後64年目に火災で焼失しております。現在の建物は672年から689年に建てられたものと言われ、世界遺産に登録されております。この水城跡は、その世界遺産の建物より10年ほど前の664年に築かれております。1,300年前の法隆寺と同時代の土木工事の遺跡として、現在その形でその威容を目の前にすることができます。そのような遺跡がほかにあるのでしょうか。また、その築造の土木技術はテラス部分は敷粗朶工法で、土塁の上部は版築工法という技法でつくられています。土で築いた構築物で1,300年間壊れずに現在に残っております。その技術の高さには驚異に値するものがあります。その貴重な遺産を、先ほども言いましたような状態で放置しておいていいのでしょうか。

また、本市の玄関口として、現状では余りにも寂し過ぎます。本市への来訪者は水城跡を見ながら入ってこられます。しかし、これがあの世界遺産の法隆寺と匹敵するものであり、貴重な遺跡だと、そして1,400年前の時代とその背景、当時の我が国と大陸、朝鮮半島との関係、この水城跡が築かれたことなど、歴史の教科書に出ています。その現物がここで現存し、目の前に見られ、触れることができるのです。もっと多くの人に見ていただき、触れていただきたいと思います。来訪者がこの水城跡を見て、古都太宰府に来た。ここからが古都太宰府だと、この玄関口でイメージしていただくためにも、世界遺産の法隆寺に匹敵する遺跡であるということを知っていただくためにも、また国博のあるまち、なるほどこういふことで国博ができたのかと納得させるためにも、早急に整備する必要があると思います。

まずは、とにかくこれが水城跡だとわかるように、大きく立ち上がっている樹木を土塁の上層部のラインがわかるように、また土塁が一目で土塁とわかるように整備すべきだと思います。最近東門跡の丘陵部にあずまやができていますが、ここからの景観は水城跡を見渡すには絶好の場所だと思いますが、残念ながら手前の土塁の上の木々が大きく枝を張り、見通しがききません。樹木の伐採は早急になされるべきだと思います。

方針書では、この問題点、これからすべきこと等について書いてありますが、この計画をいつまでに完成させるのか、それにはどのくらいの予算がかかるのか、その財源はと、一番肝心なところがありません。この水城跡は本市の玄関口です。古都太宰府のイメージを抱いていただくためにも、また傷みもひどく、早急に整備する必要があります。そこで、お尋ねします。

1、本市の玄関口としての位置づけをどのように考えておられるのか。2、水城跡に関する環境整備方針を完成するのに何年ぐらいを見ておられるのか。全体を一度にできないと思いますので、優先順位はどのように考えておられるのか。3、この事業に要する費用はどのくらいかかるのか。4、その財源はどのように考えておられるのか。

以上、お尋ねいたします。再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

~~~~~

再開 午後 1 時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（佐藤善郎） では、中林議員の高雄公園の整備についてのご質問に対してご回答いたします。

ご承知のように高雄公園でございますが、高雄地区のまちづくりの大きな事業の一つでございます。第四次太宰府市総合計画の後期基本計画でも高雄公園の早期供用開始を掲げておるところでございます。つい先日も、家の前今王線が開通いたしまして、高雄区と高雄台区を結ぶ道として期待いたしておるところでございます。また、懸案でございました高雄中央通線も予定どおり事業を進めておるところでございます。このように公園計画をはじめといたしまして、高雄地区全体のまちがこれからすばらしいまちへと変わろうとしているところでございます。これからも住民の方々の協力をいただきながら、高雄公園におきましては地域住民と一緒に愛着を持たれるような公園づくりを行うことが大切であると考えておるところでございます。

なお、細部の質問につきましては、部長より回答いたしますのでよろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、ご質問の5項目についてお答えいたします。

経過といたしまして、少し述べさせていただきますと、高雄公園につきましては、歴史スポーツ公園、それから梅林アスレチックスポーツ公園と同じ地区公園ということで計画しております。これができるすと市内で3か所目の地区公園ということになります。

高雄公園の用地につきましては、平成15年度に公社の方が一括購入いたしまして、平成19年度まで買い戻しをいたしまして、借入金の償還をいたしておるところでございます。

整備は、平成19年度から一部着工を考えておりますが、工事車両の進入道路ということで高雄中央通線がメインになるかと思っております。そこで、道路の整備状況、そういうものも判断して進めてまいりたいというふうに思っております。

1点目の実施設計はどうかということでございますが、先ほど申しました地区公園と同じように多目的広場、遊具、トイレ、管理棟を含めての基本設計を現在やっておるところでございます。しかしながら、維持管理費用に多額の費用がかかるという問題点がありますので、そういうところの見直しが必要かなというふうに考えておるところでございます。

2番目の説明協議につきましては、現在南小学校校区におきまして地域コミュニティ協議会設置を進めてあるということでございますので、そういうところにも内容の協議といえますか、そういうものをしていきたいということを思っております。

3点目につきましては、公園はもちろん近隣住民が利用されることを目的といたしておりますので、議員が提案されましたことも含めて、公園をより身近に、自分たちの公園としてご利用していただけるように、住民の意見も取り入れてまいりたいと思っております。また、公園の管理につきましても、公園の施設の破損、落書き、ごみの散乱等の不適切な利用問題もございますので、公園を適正に利用していくには行政だけの力では難しいところもありますので、地域住民の皆さんの協力が不可欠であると思っております。地域と行政が一体となった公園の管理についても協議してまいりたいと、そのように考えております。

最後の4点目、5点目については財源ということでございますが、用地費を含めましておおむね8億円でございます。財源は補助、起債を合わせまして約6億8,000万円、残りの約1億2,000万円が一般単独費になるかなと、そういうふうに予定をいたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 公園をつくれる分について、遊具を考えてあるということなんですけども、遊具につきましては梅林アスレチックスポーツ公園ですか、あそこに大型遊具が幾つかありますけども、あそこの使用状況等を見ましてもですね、非常に利用ぐあいは少ないし、それからあと維持管理にですね、非常に多額のお金が必要だと思いますので、このたびの高雄公園については遊具は必要ないんじゃないかと思えますけど、これは地区公園としてつくる場合には遊具はどうしても必要なんですか。それとも、外せたら外してもいいんですか。ちょっとそこら辺をお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今の現段階の基本設計では、そういうものも含めて今考えておることでございますので、大型遊具、そういうものが利用状況、維持管理費、そういうものを考えて、基本的にはランニングコストのかからないように考えておりますので、そののところを見直していく対象の一つというふうには考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 遊具についてはですね、非常に維持管理について問題点も多々出てくると思いますので、これについてはなるべくつukらない方がいいんじゃないかなということで提案させていただいております。

それから、公園の多目的広場でございますけども、あそこを全体的に多目的広場が何面かはつukられるかと思えますけども、そこら辺はですね、1面だけでいいんじゃないかと、そして上の方についてはですね、先ほどもご提案しましたように、樹木等を植えられてやはり散策できるような公園でいいんじゃないかと思えますけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 一つは、地形がずっと上がっておりまして、ちょっとやっぱりくの字型

になっておりますですね。ですから、そこをどう管理していくかというのがこれからもう一つ見直さなければいけないポイントになろうかと思えます。やっぱり目に見えないところは、どうしても出てきますからですね。それで、当初では管理棟、そういうものがあるということで、そこいら辺周辺に駐車場、そして入り口の方に多目的広場ということで基本的には考えております。また、そういう多目的広場が幾つもは考えていないと思うんですけども、その位置、広さ、そういうものもできるだけ管理しやすいようにしていきたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） ご存じのとおり、あそこの地形がですね、非常に、それと場所がですね、奥まって、駐車場等についての設置場所についてはですね、やはりしっかり考えていただいて、やはり駐車場等が余り奥まったところに、外から見えないようなところにつくられればですね、防犯上も非常に問題が出てくると思うんですね。やはりどうしても物陰で見えないようなところにそういう悪さをするような人たちはたまっていきますのでですね、やはり表から見えるような駐車場にさせていただいて、大体あそこは場所的に人通りがまずほとんどありませんけども、それでも人が、あそこの近所の人や夜お帰りになるときなんかでも駐車場等が見えるような、やはりそういう駐車場にさせていただいて、その上に公園をつくられるとか。やはり、あそこはまず防犯についてひとつ考えていただきたいと思えます。

それから、防犯についてでございますけども、これちょっと高雄公園だけじゃなくてですね、ほかの既設の公園について、ちょっと本題から少し外れますけど質問させていただきます。それは、既設の公園でですね、当初つくられたころは、ツツジの低木が大体四、五十cmぐらいのツツジで、公園環境も非常にいいような感じでつくられておりましたけども、それから15年、20年たちまして、大体私どもの近所の家の前公園、それから高雄台の中央公園あたりへ行きますと、大体ツツジがですね、1m50cmからどうかしたら私たちの背丈2mぐらいまで大きくなっておりまして、そのツツジとか低木の陰に隠れて、中ですね、やはり高校生や中学生あたりがですね、そこで缶ビールを買いに来て飲んだり、たばこを吸ったり、それから今から夏場になりますけども、花火をしたりしてですね、非常に環境が悪くなってきます。それと、やはり未成年者のそういう犯罪に入る入り口の行為になると思えますので、そこら辺の公園管理についてちょっと質問させていただきます。特に、高雄台公園においてはですね、あそこは2段になりまして、その一番下に公民館があります。それで、2段目のところが全然外から見えないんですね。それと、ツツジの木がありまして、そのツツジの陰になって、そこが非常に中学生や高校生かわかりませんが、たまり場になって、子どもたち、小学生あたりが寄りつくのさえ怖いというような状況が起きているということで、地元の方から話も聞いていますので、そういう低木で囲まれたような公園をですね、低木の部分は切り払うとか、そういうふうにして公園の中が見えるような状況にさせていただきたいと思えますけど、これについていかがでしょう。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まず、高雄公園のことで、やっぱりくの字型になって、一目で見えないというような状況になりますから、先ほども申しましたように、管理をどうするかということ、部内でもどうするかということで今検討いたしておるところでございます。接続道路、これが市道ということになりますと、なかなかそこでとめるというようなこともできにくい状況になりますので、本当に防犯をどうするかも含めて再度公園の配置とか、そういうものも早急に詰めていきたいというふうに思っておるところでございます。

もう一つ、既設の公園ということでございまして、それこそ「市長と語る会」の際に、やっぱり公園のあり方についても市民の方からいろいろと問題提起を受けました。その中でやっぱりそういう防犯上のこともございます。それで、過去やっぱりそういう小さな公園でも貝塚とか、そういう部分で死角になる等がございまして、地域から見えるようにしてくれということで、改良とまではいきませんが、そういうものを取り払って、どこからでも見えるといいですか、そういう形にしてきた経緯もございまして、できる限りそういう形を地元と協議してとっていきたいというふうに思っておりますが、何せ限られた財源もございましてですね、どうか地域住民の方も含めて、そういう公園のあり方、監視の仕方もですね、協議していく時代に来たというふうに思っております。できる限りのことは行政もしていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 既設の公園についてですけども、もし地元でツツジ等を伐採といいますか、切るだけだったらですね、地元でもやっていいというようなことであれば、これについては市の方としては許可をいただけますかね。ちょっと確認しておきますけど。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 地元で区長さんはじめ同意がいただければですね、そういう地元でのそういう公園をそういうふうにするということは構わないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） それでは、地元の方ですね、そういう要請がありましたら、なるべく協力していただきたいと思えます。

それから、予算についてでございますけども、8億円のうちにですね、土地の取得費が大体3億5,000万円ぐらいかかっておるのじゃないかと思えますけども、これについて大体そういうところで、あと3億5,000万円ですから4億5,000万円ですか、ぐらいが工事費になるんですか、ちょっとお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 結論を言いますと、そうでございます。造成費がああいう状況でござい

ますので、ずっと基本的にならして造成するといいますが、そういうもので結構かかります。それでも、工事費を結構圧縮した中での4億5,000万円でございますので、造成費、それから上物、そういうものを含めてということでございますので、先ほど言いましたような、造成費もできる限り圧縮してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 工事費につきましてはですね、やはり4億5,000万円といいますが、当市にとっても大きな負担になると思いますので、こちら辺はですね、なるべく現在の地形を生かした公園づくりをしていただいて、なるべく土木工事費にですね、余りお金のかからないような取り組みをしていただきたいと思います。

それから、財源ですけども、これ1億2,000万円の一般財源ということですけども、これは工事費には大体一般財源はどのくらいかかるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 工事費、造成費含めて4億5,000万円でございますので、そのうちから大体半分が国庫補助でございまして、そしてその7割5分か9割か、今のところ県と協議になりますけども、それが起債ということでございますので、一般財源はそれから計算しますとかなりわずかな財源ということでございます。それで、例えば工事費が2億円ということになりますと、その半分の90%が起債で見ますと、その残りが一般単独費ということになります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 起債をされますけども、起債の償還はこれは将来は一般財源で償還されていくんですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 借金ということでございますので、例えば、財政の方が詳しいと思えますけども、20年とか25年とかそういう部分で一般財源から少しずつ償還していくというのが起債でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 将来にですね、非常に大きな負担が残るようでございますけども、これにつきましてもですね、なるべく工事費のかからないようなやはり公園にさせていただいて、そして市民がですね、非常に利用しやすいような公園をつくっていただきたいと思います。これは要望としておきます。これで1問目は終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 水城跡の整備の問題について、私の方からお答えいたしますが、この水城跡の整備でございますけれども、ただいま中林議員が申されましたように、これは日本にとりましても特別史跡でございまして、水城跡の歴史的価値は大変高いものだと思っております。し

たがいまして、この水城跡の保存整備については、将来の大きな計画として本市としても重要な特別史跡として考えておるところでございます。ただ、問題はこの整備計画でございますが、全体申しますと本市と大野城市を、両市を貫く大きな特別史跡の用地でございますので、これは大きく考えますれば、国、県一体となった取り組みが必要じゃないかと思っております。ただ単に、水城跡を太宰府市の玄関口というようなとらえ方じゃなくて、これをもっと大きな私は史跡地として将来国の大きな特別史跡として残していくべきだと。その整備の一環といたしまして、本市といたしましては、特に太宰府市の政庁の玄関口、あるいは防衛線の水城跡というような形でとらえれば、環境資源としての整備、これは努めでなくちゃならないと思っております。

水城跡の整備につきましては、福岡県の方で発掘調査なり、調査研究を今でも続けておるわけでございます。当面我々といたしまして本市で取り組んでおりますのは、水城跡の東門と申しますか、東口の整備、近ごろは東口に一部私有地を買収いたしましたところにあずまや等をつくっておりますが、水城跡を全貌できるようないわゆるあずまや等をつくって、市民に知らしめる、PRする、そういう予定地として今整備いたしております。

何と申しましてもこの水城跡と申しますのは、恐らく現物として、申されましたように1,300年以上の現物の本物として現在残されておる唯一の僕は特別史跡だと思っております。まさにこれは、史跡として私は国の国宝級に相当するような施設じゃないかと思っております。それだけに、慎重に、また大きな将来構想を持った整備を図っていこうということで、内部的には庁内では水城跡の周辺整備構想検討委員会をつくりながらいろいろ計画しておりますように、また議員にも配付しておりますが、太宰府市の文化財保存活用計画の中の水城跡に関する環境整備方針もつくりながら全体構想を今練っておるところでございます。

また、具体的な問題としましては、水城跡周辺を含めましての都市計画あるいは公園整備等を含めたことにつきまして、国土交通省や関係機関と十分に協議しながら進めてまいりたいと思っております。

なお、ご質問の具体的な指摘につきましては教育委員会の方で回答いたしたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 私の方からは、環境整備方針についてお答えをいたします。

水城跡の全長は1.2km、史跡の指定面積が約14.2haと大規模な史跡地でございます。そのうち公有化が進んでおりますのが現在69%です。現在は、公有化しました東門を中心に段階的な整備を図っておるところでございます。水城跡の環境整備につきましては、完成までは相当の期間を要します。このことから、段階的な整備として現在東門を中心に整備を進めておるところでございます。

また、庁内に水城跡の周辺整備の構想検討会というのを発足をさせまして、水城跡を観光資源の一つとしてとらえまして、水城跡周辺を含めた整備計画を国土交通省など関係機関とも協議をしているところでございます。

次に、事業費及び財源でございますが、水城跡は一体的な整備が必要ということから、大野城市と連携を図りながら文化庁及び福岡県とも十分協議をし、具体化をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 水城跡の整備方針に対する計画ができておりますけども、ほかの本市の計画、いろんな計画がありますけども、ここに私が質問していますように、この事業をするのに計画は出されるけど、これが夢の計画なのか本当に実施していきたい計画なのか、多分実施していきたい計画だと思うんですよ。実施していきたい計画なら、やはりこの計画は大体10年ぐらいをめどにしてつくと、そしてそれについては大体大まかなところで10億円、20億円そこら辺の全体的な計画からして大体幾らぐらいかかると、そうしたらそれを、それなら実施計画として総合計画なんかでもやられていますように、3年なら3年で区切ってですね、3年ほどの程度の計画をやっていくというような、そういう大まかな計画は、ある程度こういう方針とか計画をつくられたときには、そこまで計算して出されるべきではないかと。ただ、今からこの計画をつくった、今からこの計画について検討、何というんですか、たたき台としてつくってあるというような感じで、それは結局最終的には夢ではないかと。そうしたら、それは本当に何年後にできるのか、30年後にできるのか50年後にできるのかわからないと。ここで私が質問していますように、大体これを何年ぐらいで、それは正確に10年後に完成しますとかそういうのは難しいと思いますけど、この計画、プランを立てたときに、それなら大体何年ぐらい、そうしたら財源は大体、大まかに見て現在の時価にして大体幾らぐらいの予算がいるのかと、そこらまで出されるべきだと思う。それで、この水城跡の整備計画につきましてもですね、駐車場はAプラン、Bプランということで出されておりますけども、この駐車場計画についてもですね、これは可能性があるのかないのかということが、まずプランを見ましてですね、私は非常に疑問に思いました。

というのは、今現在に私有地であり、そしてそこでいろんな事業をなされているところをですね、もう駐車場計画としてあそこへどんと書いてありますけども、そうしたらそれは将来市は買い取って、そこに駐車場をつくる気持ちがあるのかどうか、そこら辺ですね、はっきり方針としてですね、出された上であのプランを出されているのであればですけども、ただ将来的にこうあった方がいいなと、夢のプランであつたらあのプランは何にもならないんじゃないかと思っておりますけども、あのプランの実現性についてどうお考えなんでしょうか、お尋ねします。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 以前の議会のときも説明したと思いますが、ゆめ・未来ビジョン21の中にはAプラン、Bプランという、ああ、ゆめ・未来じゃなくて文化財の活用事例という形で載せておりますが、現在は国土交通省と九州地方整備局の応援をいただきまして、もっと範囲を広めてですね、現在ワーキンググループで何が必要なのかという検討をいた

しております。それがまとも次第に国土交通省それから九州地方整備局の方とお話をしまして、国の交付金事業等がございますので、そういうもので具体的に年度を示していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） あのプランをつくられる前にそれはされるべきじゃないんですか。そして、あのプランをつくられて、そしてある程度実施計画をつくっていかれるというのが順序だと思いますけども。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） まず、基本構想的なものをつくり上げないと国土交通省とも協議ができませんし、九州地方整備局の知恵もかりられません。そういう知恵をかりられるための青写真を現在作成中であると。その中には、いろいろ必要なもの、今太宰府市に必要なものも織り込みながらですね、広い範囲で考えていきたいというふうに進めております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 駐車場問題についてはですね、これは私たびたびですね、ご提案させていただいておりますけれども、ああいうちょっと離れたところにですね、駐車場つくられるよりも、史跡地内ですね、あそこのテラス部分と言われますか、あそこら辺ですね、非常にあっておりますので、あそこへその車を入れられるように何とか努力していただいて、恒久的な駐車場施設としては難しいかと思っておりますけども、ちょっと観光客が見に行く、観光バスが、せめてですね、先ほども市長の方から答弁ありましたように、第1級の特別史跡でございますので、あそこへ車を入れて、もう実際にそこら辺を見ていただいて、それと崩れておるところもありますので、その辺をうまく利用して、あそこの内部的な構造はどうなっているというような分を見学者が見れるように整備していただいて、あの近くで、そばに行ってみれるというような整備をしていただきたいと思いますと思っておりますけども、車を乗り入れるような方策は考えられないか、再度伺います。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 我々も中林議員のご意見と全く同感でございます、そういう方向性を持ちながら現在青写真をつくっております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 先ほども申しましたように、ここの水城跡につきましてはですね、本市の入り口部分でありますので、本市に入ってくる観光客の皆様の本市に対するイメージを一番につくられる部分でございますので、何としてでもですね、あそこを整備していただいて、それとまず今第1にやっていただきたいと思いますのは、土塁の上に非常に高くなっています大きな樹木がありますけども、あれを伐採していただいて、何とか土塁の形が外から見えるようにしていただくという、これは早急にやっていただきたいと思いますと思っておりますけども、これについてはどんなでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 樹木の伐採でございますが、平成14年度と15年度に緊急地域雇用創出特別基金特別事業補助金によりまして実施をした経緯がございます。また、この整備方針にも書いておりますけども、適宜伐採や枝すかしなどを行うとしております。県とも協議しながら進めていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） なかなかそれが、土塁の形がなかなか見えてこないのですね、早急に大きな部分でもですね、切っていただいて、それから先ほど言いました、今度新しくつくられましたあずまやの部分からですね、やはり水城跡がですね、ずっと大野城まで見れるように、手前の方だけでもですね、早急に伐採していただいて、そしてあそこから見ればですね、本当に水城跡がどういうものかということが一目でわかりますのですね、そういう整備をしていただきたいと思っております。これは要望としておきますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております障害者自立支援法について質問をさせていただきます。

このことについては、本年の3月議会で代表質問をさせていただきました。今回も引き続いて質問をさせていただくことになります。

障害者自立支援法が平成17年10月に成立し、今年の4月から施行され、新たな利用料の負担や食費の実費負担が発生をいたしました。その結果、福祉サービスの抑制や入所施設を退所するなど、自立支援とはほど遠い現象も見受けられています。いずれにしても、10月からは新体系への移行が開始されることとなります。真に障害者の自立に結びつけるように施策の展開を行わなければなりません。

そこで、第1点のお尋ねですが、自立支援法が施行されて2か月が経過をいたしました。施行後ですので若干の混乱はあるかと思いますが、スムーズに移行しているのか市の現状をお聞かせください。

第2点目は、障害福祉計画についてお尋ねをいたします。

本年3月の代表質問での答弁では、平成18年度じゅうに策定するとのことでした。この計画の考え方について説明をしていただきたいと思っております。

3点目は、利用者の負担軽減についてでございます。

東京都の荒川区や福岡市などは、独自策で障害者の負担が少しでも軽くなるような施策を取り入れております。こうした動きは120を超す自治体に広がっております。市としても独自策を考える必要があると思っておりますが、市長の所見をお聞かせください。

4点目は、障害者本人、家族、関係者並びに関係機関への説明であります。

本年の3月、福岡市で痛ましい悲劇が起こりました。重度身体障害者の娘27歳を母親が殺害するという悲しい事件であります。5月25日、福岡地裁で初公判があり、その中で、障害者自立支援法の施行で利用料の一律1割を負担させられると思ひ込み、すべての介護サービスを断り、自力で娘を介護したが、負担が大きく、介護に不安を覚えて自殺を考えるようになったと事件の経緯が述べられております。負担額は月7,500円を超えないとされていたそうですが、母親は月3万円の負担になると思ひ込んでいたことが原因ではないかと考えられています。もっと丁寧に説明をしていればこのような悲劇は起こらなかつたのではと思うのは、私一人ではないと思います。

こうしたことから、市としても障害者の方が安心して暮らせるように説明をしっかりとしてほしいと願っていますが、市の取り組みについてお聞かせください。

次に、就労支援について伺います。

自立支援法による改革のねらいの一つに、障害者がもっと働ける社会にを掲げています。3月議会で障害者の就労支援について質問をしたところ、就労支援の促進を図らなければならぬと答弁をされました。私は、この答弁は市として積極的にかかわっていくと理解をいたしております。就労支援も、一般企業への就労移行支援と就労継続支援、雇成型、非雇成型とがあります。市として具体的な支援内容についての考えがあればお聞かせください。

後は自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま清水議員から障害者の自立支援法等々についての質問でございますが、ご承知のように障害者自立支援法は、障害者の地域生活と可能な就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとりまして、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されておりました福祉サービス、公費負担医療等につきまして共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みの制度が創設されたものでございます。

また、自立支援給付の対象者あるいは内容、手続、地域生活支援事業等を計画的に実施するように定められたことから、現在、本市におきましては10月1日からの完全実施に向けまして鋭意準備を進めておるところでございます。対象者の皆様に対する説明等々につきまして、もっと具体的に今後努力してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、質問の具体的な回答につきましては、担当部署でございます健康福祉部長からご回答を申し上げたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ご質問の中で項目が何点がございまして、その分につきましては私の方から回答させていただきたいと思ひます。

まず、1点目の障害者自立支援法の移行につきましては、4月からの自立支援医療や介護給付、施設訓練等給付に係る障害福祉サービスの事務につきましては、9月までのみなし支給決

定が行われております。10月からの新制度に向けての本支給決定の準備をしているところでございますが、現在まで特に問題等もなくスムーズに経過いたしております。

2点目の障害福祉計画の策定内容につきましては、国の基本指針をもとにサービスの種類や量の数値目標など、そういうものを織り込むことにいたしております。市の地域特性を生かし、障害者のニーズに沿った計画として策定していきたいと考えております。

3点目の利用者の負担軽減につきましては、国の考えでは負担能力に応じて限度額を設定した上で、利用者の1割負担を基本として国民全体で制度を支えるためのきめ細かな軽減措置なども講じられているところでございます。この利用者負担の限度額につきましては、国の基準どおり行ってまいりたいと考えております。

4点目の障害者自立支援法に基づく障害者等に対する説明につきましては、これまでの障害者自立支援法の説明会や市役所窓口や電話でのご説明は随時行ってきておりますが、これでは十分とは言えない分もでございます。特に、障害福祉サービスを利用されている方々には、障害者自立支援制度についての法の解釈が難しい面もございますので、機会あるごとに対象者の方々にはご説明申し上げていきたいと考えております。

最後になりますが、就労移行支援と就労継続支援につきましては、障害者自立支援制度の区分では、日中活動、それから訓練等給付の項目に当たりますことから、障害者の方々にとって働きやすい職場、働くことを希望する障害者の方々を支援するための実態把握も必要としております。また、ハローワークや社会福祉施設等と緊密に連携をしながら、雇用と福祉のネットワークによります就労支援の促進を図らなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） まず最初に、太宰府市の障害者プランというのを本市はつくっております。平成10年から平成19年度までですね。この間、平成15年度に支援費制度、あるいは平成12年度に大きな社会制度の改革、今回は障害者自立支援法といろいろ様々法が変わってきているわけですが、特に今回のこの自立支援法というものは、非常に障害者の方々にとって重要な法律でございます。かなりの部分で市町村にゆだねられる部分が出てきますので、まず最初にですね、市長のこの障害者に対しての理念的なものと申しますか、哲学的なものをお聞きをしたいと、お聞きをしたいというか確認をしたいと思っております。

この平成10年の人権と福祉のまちづくり計画に、市長はこの「はじめに」というところで、障害者にとって住みよい社会はすべての人にとって住みよい社会である、こういう精神をお述べになっておられますが、今回のこの自立支援法が施行されておるわけですが、この考え方に関しては市長はいささかも変わらないと、そういうような形で思っておりますか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今回の障害者自立支援法、これはご承知のように今まで3つあった障害者部

門が一元化されたということをごさいます、基本的にはこれは障害者基本法があるわけですが、それを受けての精神は、これはもう国も地方公共団体も変わることはございません。したがって、それに向けての制度的に非常にいろいろ説明が十分果たされてない面が多々あると思いますが、主体的な市町村の責務も多くなっておりますし、そういうものを含めて今具体的な計画をつくっておる、と同時に対象者の皆さん、住民の皆さん方にもこの障害者対策に対する基本についても十分知っていただき、我々もまたノーマライゼーションの時代を実現していくと、そういう努力は重ねてまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほど部長の答弁ではスムーズに移行されておると、こういうことをごさいますので、これは結構なことだと思っております。

そこでですね、障害者福祉計画と障害者プラン、障害福祉計画を今からつくるわけですね。この障害者プランというの、平成19年度で再度また策定をする、見直しの時期に来るわけですが、個別法ですね、地域福祉計画、それから今回こういう障害福祉計画、それから障害者プランということで3本立てのこの計画みたいな形になるわけですが、今回この障害福祉計画を策定するに当たって一本化してもいいのかという質問の中で、それは構わないというようなことが書いてあったわけですが、本市としてはこの障害者福祉計画は福祉計画、障害者プランは障害者プランと、こういう形で2つのものを策定していくという考えに立っているのかですね、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 障害者プランにつきましては、平成19年度で当然期限が切れます。

それで、本市としましては障害者プランを含めた形での福祉計画をつくっていかうというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、もう一本立てということをごさいますね。障害福祉計画は、1期と2期とありますね。当面は、平成23年度までの数値目標を立ててやるわけですが、障害者プランは、そうすると平成18年から。障害福祉計画は平成18年度に策定するということで平成23年度の目標を一応立てますよね。障害者プランは何年までになるわけですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 障害福祉計画につきましては、平成23年度が最終的に数値目標ということで国の方からの指導がっております。それで、福祉計画につきましても、3年間で1つのスパンとして見直しをしていくということがございますので、それに合わせた形で、当然障害者プランも一定の期間を切って行わなければならないというふうに思っております。それで、障害者プランにつきましては10年間という長い期間の中で計画の実行に移っていくということで10年間やってきているんですが、改めて障害者プランを私も読み直しましたところ、かなり資料的にも古いということがございますので、そういうのはもう少し短い期間の中で点検

も含めてですね、福祉計画とあわせた形で行っていききたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、かなりこの障害者福祉計画というのは、相当のある意味では重みがあると、そういうことで、この計画をどういう形でつくっていくかということが今後の一つの太宰府市の障害者施策のかぎになるわけですが、今ですね、この前の3月議会の答弁では、障害者施策推進協議会というのが太宰府市の中にありますですね。そういうメンバーでこの障害福祉計画を作成していききたいというような答弁をされております。

障害者プランもそういう形の中で策定されておりますし、この国の資料を見ますと、それでも協議会を活用することも考えられるということも書いてあるわけですが、この障害福祉計画を策定する人選というんですか、これは非常に極めて大きなポイントになるわけですね。一つには、障害者の参加もうたっておりますし、アンケートもしてほしい。あるいは、特に精神障害の方々の地域への移行ということもありまして、地域社会の理解が必要であると、そういうことで、ネットワークを広げていく、あるいは総合的な取り組みが必要だということがこの国の指針の中にあるわけですが、この障害福祉計画をどういう形です、策定されるのか、構成メンバー、そういった考え方があればお聞かせいただきたいということが一つ。

それともう一つ、今どの程度まで進んでいるのか。国では、一つの見本みたいなものがあるわけですが、庁内の体制の整備ができていますかどうか。あるいは、計画作成委員会等の設置等もあるわけですが、市としてどういう考え方でいくのか、またどの辺まで進んでいるのか、その辺のことをお聞かせいただければと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 障害者福祉計画の作成に向けた手順というのが、国のこの制度につきましての自治体に対する説明というのかなり遅れてきたということがございます。それで、国の方で示しておりますのが、障害者福祉計画策定に向けた手順というものが出されておりました、この中では平成17年12月には国全体のサービス利用者の将来推計というのがまず始まりまして、平成18年の春ごろには国の基本指針の策定、それから平成18年の春から夏にかけては県それから市町村の計画策定を始める時期ですよというところで一定の手順は出ておるんですが、まず今年の春ごろ出るようになっております国の基本指針というのが、一つの案としては自治体の方には今出されているというところがございます、確定したものではないというのが一つございます。それから、この計画書の策定に当たりましては、障害者プランを策定するときに、障害者施策推進協議会の委員会をつくりまして、その中で最終的に策定してきたという経過がございます。それで、障害者福祉計画につきましては、同じような形が必要かなというふうにも思っておりますし、その前段としては、庁内での一つの準備会というものを立ち上げようというふうに思っております。そういう段階を踏みながらですね、今後進めていききたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 推進協議会は市の例規集を見ますと13人で組織すると書いてあります。社会福祉協議会の代表が2名、障害者団体の代表が3名、民生委員が4名、こういう形で大体9名になるわけですね。その他市長が必要と認める者という形になっているわけですが、この国の、今先ほど申されました作成の手順ということにいきますと、今回この障害者の福祉計画というのは、今言いましたように、1つは地域社会の理解が要るわけですね。グループホーム等の設置などサービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の策定に当たっては、障害者本人のみならず地域住民あるいは企業など幅広く参加を求めるということが1つありますね。

2つ目に、この障害者の地域生活の移行あるいは就労支援などをやっていくわけですが、そういう推進に当たっては福祉サイドだけではなくて、要するに企業、雇用関係、あるいは教育、医療といった分野を超えた総合的な取り組みが不可欠であり、ハローワーク、養護学校の行政機関、企業、医療機関といった関連する機関の参加を求めて、そして数値目標の共有化と地域ネットワークの強化を進めると、こういうような手順の仕方が示されているわけですが、先ほど部長が言われました推進協議会のこのメンバーでいくと、そこまでできるのかなという感じを持っているわけですが、その辺は大丈夫なんですかね。こういう趣旨に沿ってですよ、やれるのかどうかね。企業関係も入るのかどうか。雇用に結びつけるような策定ができるのか、推進協議会でね。そういうようなことができるのかどうかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。これからのことだとは思いますが。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 先ほどご回答させていただきました中にも、就労移行支援ということとかですね、そういうことが当然入ってまいりますので、いろんな方の当然意見は聞きながらということになってくるかと思えます。特にネットワーク化ということも考えておりますし、現段階ではどういう方々をこの推進協議会の委員さんにしていくかというところは、今のところ決定はいたしておりませんので、それぞれご意見をいただくことも多いかと思えますので、その辺につきましては十分検討の中に入れていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） それで、この中にはですね、いろんな面で、雇用の面だとか太宰府市内だけではなかなか難しい部分が出てくるんですが、県域を単位として広域的な調整を図るために関係市町村との協議の場を設けるなど適切な支援を行うことが望ましい、これは都道府県との関係で書いてあるわけですが、そういうようなことは視野には入っていないんですかね、入ってます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 当然、この制度の中にはそういうこともうたっておりますので、視野に入れていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ですね、障害者福祉計画は、今度数値目標を入れるようになっていきますね。そういう意味においては、ある意味においては非常にいいかげんなことできないという部分もあるわけです。私もこの障害者プランというのがありまして、平成14年の6月議会で、要するに計画はあるけども実際の実現がされているのかどうかということで、具体的な事例を上げて質問をさせていただきました。その中で、平成14年の6月議会で、障害者プランに示されている、今回も特に就労という問題があるわけですが、この中でも雇用環境の整備と機会拡大の推進について私は質問をいたしました。その中で、市としてはですね、公共施設における清掃作業や軽作業の業務委託などを検討するというのでプランの方に示していますが、残念ながら現在のところ実績はございませんので、今後とも所管課と協議しながら検討していきたいと、このように平成14年の6月議会で答弁をされております。

なぜこれを取り上げたかということ、計画はあっても実現されなかったら意味ないわけですね。そういう意味で、その後どのような状況になっているかですね、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 数値目標というところがこれからの計画の中で数字であらわすということはかなり努力が必要だなということも当然ひしひしと感じているわけでございます。それで、障害者プランの中で、職業相談、それから情報提供の充実というところで載せているんですが、今まで就職につながったのがどれくらいかというところで、これ10年前になるんですが、自分で探したというのが3割、それから縁故が2割、それから学校や施設の紹介が1割で、公共職業安定所については1割にも満たないというところで10年前の計画の中に当然載せているわけでございます。それで、当時につきましては、公共職業安定所については1割にも満たないということがあったんですが、今回雇用についての、3月の議会の中で、ちょっと法律名が出てこないんですが、ご質問をいただいた中で、ハローワークでの取り組みが物すごく重要になってきたということがございますし、そういうことでかなり変わってくる状況もございますし、自治体としてもそれに対する協力、それから先ほどのご質問の中でも、市内の中でのいろんな就労の機会の検討とかですね、そういうものも当然出てくるかと思っておりますので、今後につきましてはさらに努力していく必要があるなというふうには感じております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 私が質問したのはですね、平成14年6月以降の検討で実績があるかどうかということをお聞きしているんでございまして、実績があればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 清掃作業や事業所等につきましてのいろんな取り組みにつきましては実績はございませんが、就労関係に対する計画、数値、そういうものを掲げていきたいというふうには思っておりますので、実績としては今のところございません。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 市長、いろいろ質問しているわけですね。検討していきたいという形で答弁されているわけですが、それがもう4年たちます。これ、障害者プランが平成10年から施行されて、平成14年で質問したらないと、前向きに検討していきたいという答弁をして、さらにやっていませんと。そうすると、難しいからできないのか、それともやろうという気がないのかあるのかね、この辺私ちょっと疑いますね。そう難しい話じゃないと思うんですけど、検討された実績があるのかどうかね、これはだれの責任になるのかわかりませんが、私ちょっと市長に、やっぱりきちっと責任持って答弁した分にはある程度、何らかの形で検討したけど難しいとか、そういう話であればいいけども、やっていませんということではちょっと問題があるかなと私は思うんですが。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいまの答弁しました中で、当然私どもの方で行政としての関係するところにつきましては把握するのは可能だと思っておりますが、それ以外のものにつきましては把握が十分ではないと思っておりますが、その辺のことを踏まえまして実績がございませんという回答をさせていただきました。

議長（村山弘行議員） 市長、何かつけ加えることがありますか。いいでしょうか。

引き続き。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 要するに私が言いたいことは、計画を立てたらやっぱりきちっとですね、やってほしいということで申し上げているところでございます。特に今回、障害福祉計画というものを策定していくわけでございますので、そらごとにならないようにですね、先ほども計画のことについてお話がありましたが、立派な計画ができたけどもなかなか実行が難しい、それはもう実行も難しいということもあるかもわからないけど、何か私は余り前向きにほとんど検討してないんじゃないかなという感触を持っておるわけでございます。

そこですと、先ほど利用者の応能負担から応益負担、要するに1割負担になったことが、これはいろいろ社会的にテレビでも様々放映をされています。要するに負担が増えたということでございまして、で、126の自治体が軽減措置をやっているわけです。先ほどの答弁としては、国の基準どおりということでございまして、市として特別にこの軽減措置を新たに設けるという考えはないという答弁だったんですが、これも市長、どうなんですかね、部長がそういうぐあいに答弁しておりましたけども。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本市として取り組んでおりますこの福祉計画でございますが、福祉問題につきましては、もうご承知のように国、県、市町村それぞれの立場で福祉政策を進めておるわけでございます。基本的には、現在障害者につきましてはの障害者基本法、また今回できております自立支援法等々、常に国の基本方針は示されておりますが、具体的内容につきましては、国

の施策につきましても非常に改正が進めてきておられます。それを受けて、地方公共団体もそれぞれできる範囲での福祉計画プランは立てておりますが、それに基づく財源措置と、あるいは改正に伴いますそれぞれ国、県、市町村の負担割合等々も非常にまたそれぞれの形で各市町村、最先端の窓口を承っている市町村としては、非常にここにつきましては厳しいところがございます。そういう意味で、法にのっとったそれぞれの形での法に基づく基本計画等々も作成いたしておりますが、それを具体的に実施する段階につきましても、非常に難しいというよりも、各市町村それぞれの財政問題等も含めまして困難な面がありますが、福祉そのものにつきましては、計画プランではなくて、私は市町村の福祉行政は、単なる福祉障害者ということじゃなくてトータルなプランが必要だろうと思います。そういう中での法に定められた福祉計画はつくっておりますが、そのよりよい実現は最大限努力すると思いますが、担当部長等もいろいろ検討しながら、完全な実施、非常に難しい面がございますが、そういう点につきましては、今回の自立支援法で示されているような一元的な方法がございますし、あるいは制度につきましても、地元でできるだけ暮らせる福祉というようなことでテーマがございますが、やっぱり現実とすれば、それぞれの立場で違いがございますので、その点はまた実施する市町村としては最大限の努力をいたしますが、トータルなプランをいかに一元化するか、これはもう国の施策がいろいろな形で法律が改正をされておりまして、今回の障害者自立支援法につきましても、我々執行者はもちろんでございますが、対象者の皆さん、市民の皆さん方にもまだまだ説明、手続等については十分な説明がなされていない、そういう反省に立っておりますので、今ご指摘の点につきましては我々行政として携わる者としては十分勉強も努力もいたしますが、トータルな形でのご支援、ご理解をいただきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） ここで14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時06分

~~~~~

再開 午後2時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほど利用者の負担の問題について市長の方から国の基準に従ってやっていると、こういうお話でございました。それで、この障害者自立支援対策とその課題というのを国立国会図書館が出しておるんです。その中でですね、国の基準ですが、先ほどもお話がありましたように、なかなかややこしくてですね、役所そのもの自体も大変だろうと思えますし、ましていわんやそれを受ける利用者あるいは事業者というのは非常にわかりにくい。それで、結構ですね、この利用者の負担、上限があるわけですね。4段階に分けておりまして、生活保護の方は月額負担上減額は0。低所得1の方は、ご本人の収入が80万円以下の方が1万5,000円の上限。低所得2の方が2万4,600円、それから一般が3万7,200円と、これが上限額にあるわけです。

私もこれを聞いてびっくりしたんですが、こういう、この負担かなと、要するに低所得1、低所得2というのはこの負担をしなくちゃいけないのかなと思ったんですが、これは上限額ですからそれ以下というのは当然あるわけですね。この部分がですね、非常にもう、低所得2の方の上限の月額負担額は2万4,600円ですが、こちらの収入の状況ですね、収入によってですね、サービスの時間量は変わらないけど、収入によって低所得1よりもこの負担額が下がることがあるわけですね、極端に言えば、低所得2の方でも1万3,000円になったり1万2,000円になったりすることがあると聞いたんですけど、その辺はどうなんですか。

議長（村山弘行議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） ただいまのご質問でございますけども、確かに計算をする中でですね、その逆転現象は出てまいりますけども、その辺につきましての軽減措置がですね、また別でございます。必ずしも低所得者1がですね、低所得者2よりも多いとか少ないとかというような原則論はございませんけども、公平的な目で見てもですね、所得の低い方ほど負担率が低くなるというのは、これ当然なことでございますので、それに対する軽減措置はございます。それを今後は適用していくような形になりますけども、具体的に今のところはそれが示されていないのでですね、計算すればそういう逆転現象は出てまいります。ですけども、実際はそのことがないように私どもも計算をしていきたいというように思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そういうような様々な複雑な計算方式があるわけですね。この国立国会図書館は、そのことを一つの大きな問題にしていますね。低所得者のための配慮項目は複雑でわかりにくい、障害者団体等から法案反対の理由の一つに上げられたと、今後は市町村による情報提供の徹底が課題となろうと、こういうぐあいに書いてあるんです。だから、市町村の取り組みが極めて大事になってくるわけですね。

こう厚生労働省のトップの方とこのやりとりがあるわけですね、質問項目があるわけですが、知的障害者の男性ひとり暮らしの例ということで、法律では1万2,300円、これはいろいろ計算をした上で1万2,300円の負担となりましたと。そういうことで、自立で生活できないので、親元に帰ろうか、施設に戻らなければならないとの不安の声が上がっているがという、これはテレビでずっとやっているわけですけども、自立支援法なのでそれが機能しないのでは本末転倒である、サービスの軽減措置をとる方法があると。負担したことによって生活保護水準以下になってしまうような場合は、生活保護にならない水準まで負担を軽減される仕組みも導入すると。場合によっては1万2,300円の負担額を軽減させて0になることもあるというようなこともあるわけですね。この辺の要するに先ほど福岡市の子どもさんを、障害の方を殺害したという事例もありますし、ほかの情報を見ますとたくさんそういうような形の中で対処をするとか、いろんな誤解の中でやっていかれる部分もありますので、これきちっとですね、この辺の説明をですね、私はする必要があるんじゃないかなと。先ほどはしているというお話でござ

いましたが、その辺は本当に十分なのかどうかですね。

それともう一つ、要するにわかりづらいというのがあるわけです、物すごくわかりづらいと。だから、きちっと本人と向かって説明をしていただきたいということです。

それと、サービス量ですよ、サービス量。これは、今たしか障害程度区分を審査する審査会の共同設置に関する議案を出されておりますが、介護保険が要支援から要介護度5、今度は障害者の問題もそういう形で客観的に判定をして、要介護度1から6までだったですかね、そういう形でこれから言うなら審査をして区分を分けていくわけですね。介護保険の場合は、要介護度3というなら、もうその最高金額というのは決まっていますね、上限というのが決まって。障害者の場合は、同じように例えば要介護度3となった場合に、その辺は介護保険と取り扱いが違うわけですよ。だから、基準額が決まってもサービスがかなり増える場合もあるわけですね。だから、その辺のところの部分の説明はされているのかどうかですね。今後される予定があるのかどうか、その辺のところの仕組みをちょっと説明していただいて、市としての考え方を利用者の方々にどうわからせていくかということをお答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 今質問いただきましたのが3点あったというふうに思いました。

まず、説明は十分であるかということと、それと非常にわかりづらいけどもその点はどうしているのかということ、それとサービス量、区分よってのサービス量ということで3点だったと思いますが、まず説明につきましては、もう既に説明会も行っていますし、いろんな電話等で、あと窓口等で行っていますけども、それだけでは十分ではございません。そういうことから、私ども今切りかえをすべて終わらして、先ほど部長の答弁の中でもスムーズに行えましたということで申し上げましたが、切りかえの中で個別に面接をいたしまして、それぞれの今要望されている事項とかですね、あるいはまた状況等を確認させていただきながら、皆様方にはそれぞれこのくらいの負担がかかりますよということまで説明をさせていただいています。これが今みなしで進んでおりますので、もう一度10月になりますと新たな制度を適用するようになりますので、それにつきましてもう一回説明する必要がございます。その中では、聞き取り調査を行ったり、あるいはまた実態調査を行ったり、個別訪問を行うようにしております。そういうことから、新たな変更を伴います利用料とか、あるいはまたお金につきましてもですね、一つ一つ説明をさせていただきたいと、個別にさせていただきたいと思っております。

それと、わかりづらい、説明というか、この法律がわかりづらいというところがございますので、確かに複雑多岐にわたらして私どももかなりの資料を持っておりますけども、私どもも見なければわからない状態でございます。そういう中から、皆様方におきまして特に利用者の方におきましては特にそういうふうなところが見受けられると思いますので、今後は全体的な説明をするんじゃなくて、その当時者の方に直接関係あるもの、これを主に集中的に説明

をさせていただこうというふうに思っています。それぞれ一人ずつですね、説明の内容が変わってくるかと思えますけども、その方に合った説明を今後は行っていきたいというふうに思っております。

それと、サービス量の区分の1から6の分でございますけども、障害区分、認定はされますけども、障害区分の低いほどサービス量が少ないということは、これは当然のことなんですが、しかしながらその方の生活実態とかですね、あるいはその介護の状況ですね、家族の方がどうであるかという、そういう勘案事項も出てまいりますので、そういうものを全部含めまして支給量が決定します。したがって、逆転現象というものは必ず出てくるというふうに思っています。認定度が低いからですね、ここまでしか受けられないということはございません。今までの例もございますし、これからそういうふうな要望、本人のですね、生活をどうしていくのかということまでお尋ねしていきますので、そこに合ったやり方ですね、支給量を決定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ということで、この厚生労働省とのやりとりの中で、要するに前の厚生労働大臣の尾辻さんが今のサービスの基準は下げないと、最低限今のサービスは確保する、こういう形で言っておられます。そういうことで、各自治体で現在実際に行われておることでございます。

今、課長がおっしゃったとおりだと思います。でですね、この中に全体的な説明というよりも一人ひとりによって状況が違いますからね。その中で、障害者の方々へはご本人が自治体とよく相談しながらきめ細かく見ていくという仕組みがいいと思うという形で厚生労働省も書いておりますので、今課長が言われたとおりですね、サービスを下げない、また必要な人に応じてサービスを保証していくという形でお願いしたいと思います。

そこで、次の大事な問題になるわけですが、障害、そういう形で個人個人によってサービスの状況が変わってくるわけですけども、要はですね、これからその障害福祉計画の見込み量の作り方ですね。自治体ごとに障害福祉計画をつくっていくと。サービスの目標量をちゃんと掲げて、自治体ごとにサービス基盤を整備していただくということにした。そういうことの中でですね、基本となるものは自治体なので、自治体が障害者の要望をよく聞いて、一番ふさわしいサービス量を決めていただければと思うと、こういう部分を書いてあるわけですね。3年で見直しがあるわけですが、この見込み量の出し方ですね。

障害者自立支援法の、これもちょっと法律的な専門的な話になると、見込み量を超えると、何か新しい事業はもう指定しなくていいとか何か、そういう法律があるみたいですが、要は太宰府市としてどれだけの見込み量を出すかという形になると思うんですが、この辺に関しては、やはりよく今のデータをもとにしてやらなくちゃいけないと思うんですけども、まさかもうこれだけしか見込み量を出しませんでしたのであなたのサービスは受けられませんというよ

うなことがないようにしてもらいたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 見込み量の出し方につきましては、いろんな面で論議等がございました。しかし、国の方が申し上げているのがですね、現在の支援費制度のサービス量がマイナスになってはいけないという説明をされております。また、私どもも県の方からも通じましてですね、説明を受けたときにもそういうふうになっております。ですけれども、実際数字を当てはめると、大分マイナス面が出てくるところもございます。その辺はですね、先ほど申しましたように、それぞれ個別の面接の中で、今までどうであったかというのも加味しながらですね、支給量を決定させていただきたいというふうに思っておりますので、そう大きくはですね、変わらないという感覚で私どもは考えております。特に、自立支援法が施行される中で、この問題が一番多く地方では起きております。そういうことからですね、4市1町でも、それぞれの確認事項の中で、昨年度のサービス量を必ず参考として私どもも調査を行う、あるいはまた面接を行うということで統一しておりますので、大きく変わるべきものではないということで私どもも考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 変わるものでないというお話でしたが、総体の全体的な量になるのかなと思うんですけれども、今回の場合のこの特色というのは、先ほど市長の答弁にもありましたけど、今までは身体、知的、これに精神が加わって3障害統一という形になっているわけですね。いろいろ国が出してます、サービス利用の将来見通しと国も出しているわけですが、特に訪問系サービスの利用者数ということは、平成17年度は9万人、これは全国ですね、平成23年度には1.8倍で16万人となっております。こういう部分に関しては、やっぱり先ほど余り変わらないという話だったんですが、当然増えるんじゃないかなという感じもしているんですが、ちょっとその辺の私答弁、変わらないのであれば、どうなのかなという感じがしたんですけど。

議長（村山弘行議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 先ほどの答弁につきましては、個人の例を申し上げておりました。確かに年々ですね、人口が増えるように、あるいはまた障害者におきましてですね、やっぱり口コミというのがございまして、じゃサービスがあるなら受けましょうという方がかなり出てまいります。そういうことから、年々対象者につきましては増えてきておまして、清水議員さんおっしゃるようになりますね、自然増という形で私どもとらえておりますが、当然対象者が増えれば増えるほど予算は膨らんでまいります。それは仕方がないんじゃないかなというふうに思っています。ですけれども、大もとのですね、基本的な考え方は、地方における財政の中ですね、この範囲の中で行いなさいというのが大きな基本なんです。それを今後どのようにやっていくかというので、ちょっとギャップ的なものはございますけども、人が増えたり、あるいは

またサービス量が必要な方が増えれば、当然これは義務的な経費として私どもも考える必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 自然増ということで、非常に財政的にもある程度大変なのかなと思ったりはしますが、そういうことも計画的に載っていますので、国が2分の1、県が4分の1、責任持ってやるということでございますのでお願いしたいと思います。

今回もう一つ特色の中でですね、福祉施設に入所されている方、あるいは精神の入院患者の方々を地域へ移行しようというのが一つの大きな特色になっております。いろいろ国も言いたいことをたくさん書いてあるわけですが、地域に移行するためにグループホームあるいはケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行させなさいと、こういうようなことがありますね。これはこういう基盤整備が必要になると思うんですが、これはだれがするのか、市がするのか、どこがするのかというのがよく見えてこないんですが、これやるとなればまた相当の財政的な負担も出てくると思うんですが、その辺は市としての考えはどのような考えをお持ちでいらっしゃいますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 当然国のこの法律というのが地域での自立というところがまずございますので、当然そのための受け入れ体制というんですかね、そういうものが必要にもなってきますし、いろんな給付に関してもそうでしょうし、施設に対する支援というのも当然出てくるかと思っておりますので、その辺はひとつ計画の中でも当然上げていかなければならないと思っておりますし、先ほどから言われてますように、計画はつくるだけじゃだめだというふうなことも言われてますので、もう少しきめ細かなですね、丁寧な対応というんですかね、その辺がこれから重要になってくるかというふうに思っておりますので、いろんな福祉団体、それから施設等、そういうところにご協力をですね、お願いしながら受け入れ体制、その辺も整備していきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） お願いをするということは、市も幾らか出すということですか、それとも相手に全部出してほしいということですか。その辺もちょっとどういう考え方なのかね、それが1点。

それとですね、要するに地域へ移行するということの中で、今回規制緩和されておりました、その受け皿の一つとして空き教室等、あるいは空き店舗等ですか、をNPOの法人とか、そういうところに空き店舗、空き教室を利用した運営が可能となるというふうなこともあるわけですが、そういうようなことも当然市としては地域移行の一つという形に考えていいのかですね、やっていくのかどうか、あるのかどうかというその辺のところをお聞かせいただければと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 地域支援事業というところでは、基本的には県の方がやっていくんですが、それぞれの自治体での役割も当然地域支援事業の中にもございますので、それに対して当然財政的なことも当然ございますが、いろいろ事業をやっていく中で、事業量、それから財政的な問題等も考えながらですね、その辺は十分に検討していきたいというふうに思っています。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ちょっと確認ですが、地域支援事業というのは地域生活支援事業のことだと思うんですが、県がやるという話でしたが、ここの資料で読むといろいろ専門性の高い相談、支援事業等は都道府県が行うと、だけでも地域生活支援事業は市町村ということじゃないんですか。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 様々質問しまして、これからの問題だと思います。障害者の就労をやりたいんですが、あと残りが5分しかありませんので、このことに関してはまた追ってですね、質問をしていきたいと思っておりますので、いずれにしても障害者の方々が自立して生活できるようにですね、しっかりとした体制を整えていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がございましたので、通告どおり2点にわたり質問をさせていただきます。

まほろば号が導入されて8年、利用者も250万人になったとの報告がありました。初めは市役所を中心に公共施設へ行くのに交通手段が欲しいとの市民の声から始まったまほろば号も、買い物に、病院へ、文化活動、また西鉄、JRとの乗り継ぎとしての利用へとニーズの多様化が生まれ、また観光、歴史への探求及びイベント時の交通手段としての利用がなされてきました。本格的高齢化時代に入り、今後ますます高齢化対策が様々に必要となる中で、私は市民が安心して免許証を返すことのできる交通網をつくる必要があるのではないか、ぜひ検討してほしいと思いますがいかがでしょうか。

次に、観光対策としての交通手段をまほろば号に限定して考えるわけではありませんが、その中で重要な位置を占めるものと考えたとき、今後どのように対応されるのか。また、次に本市は大野城市、筑紫野市、宇美町と接していますが、今回はまず大野城市及び筑紫野市との関係についてお尋ねをいたします。

初めに、現在大野城市が進めている西鉄下大野駅周辺の土地区画整理事業も、遅くとも来年度には完成が予定をされていますが、それに伴い、旧3号線より御笠川に新たに橋を設ける計

画はどのように進むのか。まほろば号の進入が可能になるかどうかについてお尋ねをいたします。

次に、筑紫野市との件につきましては、都府楼団地の件、または高雄方面の要望も含め、市役所中心と通勤通学及び買い物考えたとき、JR二日市、西鉄二日市とのことを考える必要があり、筑紫野市との協議が必要になってくると思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、このたび太宰府市身体障害者福祉協会より視覚障害者に対する改善要望について請願が市長に出されていると思いますが、そこに記されています7項目についてどのように対処されようとしているのか、お伺いをいたします。

7点についてその要望事項を申し上げます。

1、視覚障害者が太宰府市で働ける場所を。特に、市役所で電話交換、パソコンを使った仕事などで採用を考えてほしい。また、何か視覚障害者が働ける場所をつくってほしい。

2番目、市役所のバス停から福祉センターまでの点字ブロックの設置と、入り口が何か音でわかるものをつけてほしい。

3つ目、視覚障害者のためのパソコンの指導者の養成と福祉センターでインターネットができるよう環境をつくってほしい。

4点目、音響式信号機を多くの場所に設置をしてほしい。

5番目、車道と歩道を区別する白線や横断歩道は、弱視者にとってははっきりしていないと見にくいので、薄く見えにくいところはきれいにしてほしい。弱視者は黄色が一番見やすい。

6点目、点字ブロックが黄色でないところがあるので、黄色に改良をしてほしい。

7点目、中途失明者が増えているため、外出の移動が困難になっている。タクシーの基本料金の補助を増やしてほしい。

そういった7点でございます。

まずは、その回答をお聞きして、自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） それでは、まず1点目についてご回答を申し上げます。

平成10年4月に運行を開始いたしましたこのまほろば号につきましては、利用者も増加いたしておりまして、今では1日平均1,200人を超える皆様方にご利用をいただいております、本年3月末には延べ260万人を突破いたしました。このことは着実に市民の皆様方に交通手段として生活の中に定着しているものというふうに考えております。ご質問にあります高齢化時代に対応した交通網の整備についてでございますけれども、ご承知のとおり、まほろば号運行の基本方針の一つに、高齢者の皆様方が気軽に安心して地域社会に積極的に参画できるように配慮をし、健康で生きがいのある社会福祉の確立を図るということを掲げております。したがって、将来に向かって確実に増加するであろう高齢者の方々がさらに安心して日々の生活に密着したまほろば号になりますように、利用者の声あるいは様々なアンケートの分析を行いながら、利便性を考慮した効率性のある運行計画を策定しながら交通網の整備をしてまいりたい

というふうに考えております。

次に、2点目の観光者向けの交通手段対策についてでございますけれども、昨年10月に九州国立博物館が開館して以来、さらに多くの観光客が本市を訪れておりまして、特に週末には今でも博物館周辺や天満宮参道付近は大変なにぎわいを見せております。

ご提案のように、こうした観光客が市内をゆっくり散策しながら回遊するための交通手段として、このまほろば号を活用していただくことは、本市にとりましても大変重要なことだというふうに思います。現在その方策の一つではございますけれども、国立博物館と連携、調整を図りながら、まほろば号を利用した観光コースを特別に設定をいたしまして、PRポスターとかチラシを博物館の中に展示をしていただくように既に協議に入っておりまして、近日中にはその結論が出るというふうになっております。今後もこうした様々な工夫を凝らしながら、このまほろば号を活用した観光客の利用増に努めてまいりたいというふうに思います。

次に、3点目の近隣市との関係についてでございますけれども、筑紫地区の広域によりますコミュニティバス運行につきましては、既に4市1町の担当で筑紫地区バス交通連絡会を平成15年度に立ち上げまして、今現在も様々な情報の提供あるいは意見交換を行っております。

ご質問のまず西鉄下大利駅へのまほろば号の乗り入れについてでございますけれども、この下大利駅へのアクセスにつきましては、本市あるいは大野城市とも一つの課題として協議は行っております。しかしながら、現在大野城市が進めております駅周辺のアクセス関連事業につきましては、現時点におきましては諸般の事情できちとした完了年度はまだ公開できないということでございます。したがって、本市にとりましても、この大野城市の計画事業が一定のめどが立ち次第、本格的な協議、検討に入りたいと考えております。

また、筑紫野市におきましては、現在7つのルートの運行実施計画案を検討されておるようございまして、早ければ平成19年度中には一部のルートをテスト運行したいという情報も得ております。

ご質問にもありますように、本市にとりましてもやはり西鉄あるいはJRの二日市駅のアクセス等については大変重要な課題を持っておりますので、今後筑紫野市とも協議を積極的に図りながら、その調整を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 障害者対策につきまして、私からご回答申し上げます。

身体障害者福祉協会から提出をされております視覚障害者に対する改善要望でございますが、平成18年5月16日付で提出されました要望でございますが、視覚障害者の皆様の各種改善要望でありますことから、関係部署で全項目を点検いたしておるところでございます。

雇用の問題なり、あるいは生活動線の歩道整備など、数々のご指摘をいただいております。早急に整備していく必要がある箇所やご要望のことにつきましては、今後太宰府市身体障害者福祉協会とも十分協議をさせていただきながら、できる限り改善に努めてまいりたいと思いま

す。

なお、詳細につきましては、部長の方から回答をいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） それじゃ、先ほどご質問にありましたように7項目についてそれぞれ所管部の方からお答えをしてみたいと思います。

まず、市役所の方で電話、パソコンを使った仕事など採用を考えてほしいというような要望がございます。市としましても、雇用者といたしまして障害者の雇用促進等に関する法律がございます。雇用者の受け入れの率が定められておまして、それによる計画的な採用というのが基本というふうにしておるところでございます。ご提言の視覚障害者についても、今後障害の程度や職務能力等を考慮いたしまして、より適した職場環境あるいは任用方法について今後検討してみたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 続きまして、2点目のご質問に回答させていただきます。

ご質問の中の点字ブロック、このことにつきましては、今後当事者団体等と協議させていただき、実施に向けていきたいと、そういうふうにおもっておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 3点目でございますが、視覚障害者のためのパソコン関係、それから2点目にいただいております総合福祉センター入り口の音声表示機の設置につきましてご回答させていただきます。

施設の管理者であります社会福祉協議会と十分協議をさせていただいて、検討してみたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 4点目、5点目、6点目が建設部になりますので、あわせてご回答申し上げます。

音響式の信号機の設置につきましては、県公安委員会などへ積極的に要望してみたいと思っております。

それから、5点目の車道と歩道の区分に関する整備につきましては、行政区長の要望や市職員が巡回いたしまして調査いたし、外側線が薄く見えにくいところの修復に当たってまいります。しかしながら、調査漏れもございますことから、修復の必要な路線につきましては、身体障害者福祉協会などと協議いたしまして、ご指導いただきながら進めてまいります。また、外側線を黄色で引いてほしいというご要望でございますが、これは道路交通上黄色の線は道路の中心線でございます。はみ出し禁止の交通規制の線でありますことから、市としては今のところ外側線を黄色では引けないということでございます。

6点目の点字ブロックの黄色の統一につきましては、以前設置していましたが、現在見えにくい点字ブロックにつきましては、今後改良してみたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 7点目でございます。タクシーの基本料金の補助についてでございますが、近隣の市町の状況もございますことから、今後十分検討を重ねてまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 先ほど部長の方から回答をいただきまして、その考え方というか、それはもうそのとおりと思うんですよ。それで、今なぜ高齢化社会の中でそういったのが必要というふう考えたのかという中にですね、お年寄りと、お年寄りと言うたらいかん。一応私も水城団地の中で老人会に入っとるもんですから、老人会の中で話をしていると、免許証を返したいけども、返したらもう足がない。要するに交通手段がなくなると、安心して返せないという、乗るのも怖いと言うんです。免許証を持つとって乗るのも怖いけども、返すともう交通手段がなくなるので不安がよぎると。せめて買い物ぐらいと思って、こう行くというような感じが多いわけですね。買い物だけで行くと、やはりつい乗ってしまうということが起きるのではないかという心配を持っております。それで、なぜ今回こういう質問をするかといえば、今団塊の世代の定年退職の問題が、年金の問題やら保険の問題で多く言われております。それはもうそういう時代に入ってきているわけですから仕方ないわけですが、ただただそういう問題ではなくて、やはり地域としてはですね、そういった人たちが増えるということは、先ほど言ったような不安を持つ人が今後増えてくる。そういう時代にも入るというふうに思うんですね。特に、本市のまほろば号も皆さんのご努力下、全国的に言えば早く導入がなされた。早く導入したということは、またそれだけ早くよその全国の市に比べてですね、要するに市民の足のかわりになるようなそういう路線にする方向でいくのか、そこまではいけませんよというふうに行くのかですね、その考え方一つでこのまほろば号が変わってくるだろうというふうに思います。別にまほろば号だけにそれをゆだねるのではなくて、ほかの方法でそれは考えても私はいいと思いますけども、今せっかくコミュニティバスがあるわけですから、こうやって利用もされてきているということからすれば、ひとつ、私もこれは最善かどうかはわかりませんが、今9台ですかね、まほろば号は、全部で。9台ですね。7台。8台。いわゆる地域循環型、要するに本数を増やす。ある一定方向で構わないので、それを循環的に、例えば一つの中学校区をですね、常に1台が回りよくと。もう一つ中学校区にはもう一台が回っていると。それで、それとは別に観光用ですね、観光用に全体的なところを回る、要するに1つは先ほど言いました買い物、それから西鉄、JRへの乗り継ぎ、それから病院、イベント、こういったことに多く使われると思うんですね、まほろば号乗られる方は。それがやはり循環型だけだと行けないところが出てきますので、それは観光路線の中に史跡地めぐりの中で全体を回るコースの中でそういった公共施設も入れるということと、市役所に来るために使う方がですね、例えばそうしょっちゅう来るわけでないでしょうけども、住民票とかそういったものを取りに来る

のに必要であれば、そのまほろば号の中学校区の循環路線の中にそういったところの取次所を設けると。市役所に来なくてもその循環の中でできるというようなことを一遍考えてみたらどうですかということが言いたいわけです。その点についていかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 実は、平成17年度に実施いたしましたまちづくり市民意識調査の集計結果がまとまっております。これは今年、平成18年2月に実施をされたんですけども、広聴広報担当がやったんですけども、その中の集計報告を見ますと、バスの利便性に対する意識についての調査がっております。この項目を見てみますと、60代、70代の方が必要だというのが過半数を占めております。つまり、福廣議員さんがおっしゃいますとおり、我々世代が高齢化になりますと、やはり市の方も当然高齢者の人口が増えてまいります。そのための一つの交通手段としてこのコミュニティバスをいかにして活用していただくかというのが大変課題になります。今提案いただきました地域巡回型のルートとか、あるいは観光客を対象にしたルートの設定、大変参考になる提案でございますので、当然今後もそういう視点の中で原点に返りながら見直しを図っていきたいというふうに思います。ただ、しかし現在、先ほどご質問ありましたように、バスが8台で市内を循環しておりますので、どうしても限界が出てまいります。確かに、財政がある程度予算が確保できれば自由に絵もかきますし、そのサービスの向上には努力できますけども、やはり多くの方の意見をすべて取り入れるには限界がございますので、やはりそういうところはアンケートの調査の分析をしながら、一番ニーズの多いところから、できるところからやっていきたいというふうには考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今言われたように、すべての人の意見を聞きよったらいいものは多分できんだろうというふうに思いますね。それはもうそうなってくるというふうに思いますよ。ただある程度の意見をこのまほろば号で取り入れて、しかしほかのいろんな声もあるので、それはまた別の方法です、考えてみるというふうにしないと、まほろば号が私は最大限に、まほろば号というかコミュニティバスが生きてこないのではないかとこの今現時点では思っています。我々も今からこのコミュニティバスについてはですね、いろいろやっぱりまだ勉強しながらですね、提案なりしていきたいというふうには思っていますが、要するにこれを中心にいくのかどうなのかというのは、まだ先々わかりませんよね。それが、しかし市民が選択するのに自家用車よりもコミュニティバスとなるかどうかというですね、そういったことに、それはだから利便性がもっともっとよくなないと、朝の駅に行くのにも便利がいいというですね、そういう時間帯のバスも必要でしょうし、水城の方から言えば西鉄下大利駅に行ければ、また随分利用が増えるのではないかと。ただ、行きだけじゃいけませんから、帰りもちゃんと駅から帰ってこれるという、そういう保証がないとですね、帰りはもう6時、7時で終わってしまうのではないかと。やはり10時、11時ぐらいまで帰りも保証がありますよと、そういった路線まで将来的に考えていけるかどうか。やはりコミュニティバスを導入し

ているところが多くあると思いますが、やはり多く乗ってあるところはやはり朝晩の通勤、これにやっぱり使うというのが一つ大きい要因があるのではないかというふうに思うんですね。そういった意味で先ほど60代、70代が過半数だというお話しになりましたが、その年代が過半数を占める時代に入ってくるわけですから、ますます便利のいいものをつくってより多くの人に乗ってもらうという方向性をですね、つくってほしいと思うんですね。別にですね、これは今の体制が不満だからということじゃなくて、僕は今後やはりそういった専門チームをね、つくる必要があるのではないかというふうに思うんですけども。別に我々は西鉄のね、専門会社に勤めて、そればかりをやってきたわけじゃないんですから、なかなかやっぱり難しいと思いますよ。しかし、それを専門に1年か2年ぐらい研究をしてですね、何かいいものを太宰府につくって発信できるということが必要じゃないかなというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 今現在でも関係職員で編成しております交通機関検討委員会という組織を持っております。今後もそういうふうにご提案があつていきますように、プロジェクトチームといいましょうか、専門チームをつくりながら、いかにして効率よくサービスを向上させるようなバス路線、コミュニティバスの対応について検討していく必要があるというふうに思いますので、今後十分そうした意見を参考にしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それと、もう一点ですけど、大野城市の西鉄下大利駅周辺の件ですがね、私が聞いた範囲では、間違いなく来年度いっぱいには完成をしますという話だった。これは非公式ですよ。公式じゃありませんが。予定は今年度になっています。順調にいけば今年度終わるでしょう、しかし多分来年度にかかるのではないかという返事、返事といっても、非公式ですから公式的に言えば、先ほどの部長の回答になるのかもわからんけども、しかしもう近いということですよ。その場合に、旧3号線からのもう絵はできていますよね。橋の絵から、どこにかけようという計画からどういうふうに路線を結ぶとか、それはそうなってから考えるのではなくて、もう今から考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その点ちょっとそこだけもう一遍お願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 大野城市のこの西鉄下大利駅周辺の整備事業につきましては、先ほど一部回答いたしました。駅周辺を巡回する分の道路計画については予定どおり完成するだろうという報告は聞いておりますけども、太宰府市とのアクセス、つまり御笠川にかかる橋の問題ですとか、西鉄下大利駅へ直接つながる都市計画道路の計画がまだまだはっきりした事業年度が、完成年度が不明だということでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。



一遍できたら集まった担当者の名前から議事録を見せてもらいたいぐらいあるね。今回そういうことは要求しませんが、それぐらいの思いにならざるを得んのですよね。だから、私はすぐ水城とか国分とか向こうの地域の人にとっては、もし大野城市のその部分ができれば、もう本当に通勤に使われるというか、今でも西鉄都府楼前駅はね、使われているかなというふうに思いますけども、それ以上に利用率は上がるというふうに思うんですよ。特に、太宰府市の新興団地は広陵地が多いですから、自分の車がないと、また乗り物がないと自分で歩いて買い物に行って、歩いて帰ってくるというのはもう無理ですよ。特に高齢者はね。坂道が多いから。これは水城だけじゃなくて、青葉台とか、ああいったところも全部そうでしょう。これだけ坂が多いところにできていますから、ですかなおさらのこと、このコミュニティバスを大いに利用して、また料金の問題とか、いろいろ考えないかん問題がいっぱいあると思いますが、そういう方向性のもとでぜひ検討をですね、お願いしたいというふうに要望をいたしておきます。

次の視覚障害者の要望書についてですけども、先ほどの回答で団体との協議をしていきますという何点が回答がありました。本当にやはり我々がわからん部分というのが結構あるし、当事者の団体の人々の直接的な声をね、ぜひ聞いていただいて対処してほしいというふうに思いますね。先ほど全体的な障害者自立支援法については、清水議員の方から質問がありましたので、私はもうそこには触れませんが、一番最初に言いましたように、やはり障害者の方が住みよい社会はすべての市民にとって住みよい社会だと、このとおりというふうに思いますので、それに一步でも近づくようなね、市政をぜひお願いしたいと。こういった具体的な要望が出ておりますので、こういった要望を一つ一つやっていく。また、よく話をしてもらおう。今度の障害者自立支援法にしてもまだまだ説明が足りないという市長の答弁も先ほどありましたように、十二分にやっぱりわかっていただくような努力をするというのがやっぱり最低限必要だろうというふうに私も思いますので、今後、前から精神障害者の問題もそうですけども、障害を持った人たちのやはり手厚い我々の配慮というのがですね、今太宰府市に求められているのではないかというふうに思いますので、ぜひ、これも具体的にまだ一つ一つやっていきませんが、ぜひ一步でも前に進むようにですね、担当部の部長さんによろしくお願いしたいのと、その途中経過でも結構ですから、まずはこの問題はこうなりましたという回答をね、ぜひ我々にもしてほしいというふうに思います。

それから、もう一点太宰府市身体障害者協会の視覚部会から今回請願書が出されましたけども、そちらの方もですね、ぜひ懇切丁寧に、その中身には触れませんが、対処をしていただきたいというふうに思います。障害者のことを議会で一般質問した我々にはですね、この7項目はこうなりましたという途中経過をぜひ教えていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） ここで15時40分まで休憩いたします。

休憩 午後3時20分

~~~~~

再開 午後3時40分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しました件につきまして質問させていただきます。

国民年金健康保養センターは、国民の健康維持向上と保養を主な目的に全国に施設が設立されました。宿泊施設とともに、会議、研修、懇親会と広く利用もされる設備を兼ね備えてあります。しかしながら、国民年金事業の財政の見直しで保養センターの廃止が決まっております。本市にあります国民年金健康保養センターも廃止になり、売却されることとなりますが、まずその売却についての予定と現在の状況をお伺いいたします。

次に、本市にあります国民年金健康保養センターは、近年のボーリングによる温泉の湧出があり、また浴室の改装も実施されましたので入浴利用者も多く、さらに昨年国立博物館の開館もあり、宿泊の利用率も高くなっております。しかも、本市では宿泊施設と多人数での会合や懇親会ができる施設としては数少ない貴重な施設であります。このような施設が売却となれば、市で何らかの方法で確保すべきと思いますが、その考えがないかお伺いします。

例えば、市営または市独自の組合組織、あるいは商工会、観光協会も含めた組合組織の第三セクター方式による確保は考えられないか、お伺いいたします。

再質問につきまして自席で行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 国民年金健康保養センター太宰府の売却等についてのご質問でございますが、ご承知のように国におきましてはこれまで厚生年金保険法あるいは国民年金法などに基づきまして、全国に約300余りの年金福祉施設が設置、整備されております。しかしながら、近年の厳しい年金財政状況あるいは施設を取り巻きます社会環境の変化等を踏まえまして、今後は保険料を年金福祉施設等に投入しないという基本方針が決まっております。したがって、これらの施設につきましては、平成17年10月1日に、これら年金福祉施設でございますが、譲渡または廃止等の業務を行うということで、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が設立されております。したがって、ここにおきまして今後5か年間をめぐり、すべての施設の整理、合理化を進めるということでございます。

したがって、平成17年度にはもう既に20の物件が入札されたと聞いておりますし、この太宰府の保養センター太宰府につきましても、現状の宿泊施設で一般競争入札される方針ということでお聞きしております。しかしながら、今後のこの施設の内容でございますが、平成18年度の整理対象の施設等々を聞きますと、事業の採算性なり、あるいは建物の老朽度、あるいは物件の市場性等によりまして選定されておまして、現時点では具体的な施設名等の公表はできないとのことございまして、本市といたしましても今後積極的に情報収集等を進めて

まいりたいと思っております。

この施設でございますが、我々といたしましては現在ございます年金福祉施設、これは宿泊施設でございますが、この施設経営内容等については廃止はしないということ承っておりますし、宿泊施設等の事業は継続していく、その上で一般競争入札に入れたいというふうな方向をお聞きしておるところでございます。しかしながら、現状につきましては、今お尋ねの施設の確保の問題でございますが、本市におきましては本年度からスタートいたしました第四次総合計画の後期基本計画にも掲げておりますように、九州国立博物館の開館も含めまして、滞在型観光にシフトをしいておるわけでございますが、特に市内に宿泊施設がない、宿泊室が必要であることは十分承知いたしておるところでございます。しかし、昨今の国の動向なり本市の行政経営改革方針にも明記いたしておりますように、こうした公共施設の管理運営につきましては、官から民、あるいは指定管理者制度の導入などによりまして、民間手法の活用を図っていくことが妥当ではないかと考えておるところでございます。したがって、ただいまご提案がございましたように、第三セクター方式によります確保につきましては、総合的な判断から慎重な検討が必要でないかと思っております。こうした情報につきましては、おっしゃいましたように商工会あるいは観光協会等々、関係団体にも十分情報の提供をしながら、本市の活性化につなげていきたいと、そういうことで今後十分な情報収集なり今後のあり方等についてはいろいろな情報収集により判断していきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今市長さんからご説明がありました。市長さんは保養センターの理事長でいらっしゃいますので、実際には業務には携わってはいらっしゃいませんですが、今お話になりました部分で、民間の業者から譲渡の問い合わせとか、そういったものは今までにはありませんでしたでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま年金福祉施設は福岡県には太宰府と若宮にあるわけでございますが、私はその福祉協会の理事長を務めておりますが、それは業務を委託しておるのが現状でございますが、経営につきましては太宰府はご承知のように国博が設置されまして宿泊数も増えておりますし、黒字経営でございます。また、温泉の効果も十分発揮されておるところでございますし、若宮も黒字傾向にあると、経営状況については非常にいいようでございます。ただ、これを委託するか、入札方法等についてのあれは整備機構の方でやるわけございまして、もちろんあの施設の状況等については、入札が公表されればいろいろな問い合わせは機構の方にはいっているようでございます。ただ、具体的なことにはまだありません。ただ、地元としてはあの施設が太宰府におけます今までの年金センターとしての市民なり、それから施設としてのいろいろの経営についての効用と申しますか、太宰府の観光あるいは宿泊等について果たした役割等々もございまして、あの施設を廃止してもらっては困ると、それから現在の経営の内容は継続してほしい。ただ、その受け方につきましては、売買については競

争入札制度である、そういう基本でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 売買は競争入札というふうにお話をされましたが、やはりせっかくこの太宰府にあります貴重な施設でございますので、やはり市で独自でというのはちょっと無理なことだと思いますけども、やはりもう既に廃止、売却という方針は決まっておりますので、この件につきまして市長さんのご返事では商工会とか、あるいは観光協会とか、そういった市内の事業者とのこれをどうするかというような話し合いはされていらっしゃるというふうに受けとめましたんですけども、これにつきましてやはりさらにいろんなところも含めまして、市内での確保についてやはり検討をされるかどうか、再度お伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 恐らく国の方で年金センターを売却するという方針であれば、当然一般競争入札で示されると思いますが、それを受け持つ地元としてどういう組織が、第三セクターと申しましても、どういう組織でこれを入札に加わって引き受けるかという具体的な問題、これは単なる時価相場ではなく、将来の経営方針等も含めた慎重な計画が要るかと思いますが、そういうことにつきまして観光協会なりあるいは商工会等々とも十分協議しながら、第三セクターのあり方等を考えなくちゃいけないと思います。ただ、市が直営でやるということ、これは非常に困難じゃないかと考えております。したがって、いろいろ国の情報等々をできるだけ受けまして、そういう具体的な形に今後進めていきたい。

なお、福祉協議会でございますが、新しく今度理事に太宰府市の商工会の会長を入れていただいておりますし、十分そこの情報、検討にはご意見ちょうだいしたいと、そのように思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 一つの事柄につきまして、問題点というふうにとらえるかどうかというのが大きな判断のところになるんですけども、やはり将来的にはもう近々年金センターが廃止、売却ということでございます。これはやっぱり市としては大きな問題であると思えます。やはりこういうことに対処するにはですね、問題解決型志向の職場風土というか、そういったものがないと、ただ単なる対岸の火というような感じで静観をして、結果的にはその場になって慌てたりするということがあります。それで、やはり一度ですね、これは廃止、売却というのは、市としては大きな問題点であるというふうにとらえていただきたいと思います。この問題点、例えば魚の骨というのがあるんですけども、頭の分に廃止、売却、これは問題であるというふうにとらえて、一つの枝にですね、まず今おっしゃいましたように競争売却で民間に営業形態を移譲されるということを仮定しますとですね、現状のお湯もありまして、宿泊、それから会議室、そういったものがそのままの状態でも民間は継続するかどうかというのはわからないわけですね。当初申しましたように、現在ではあそこは非常に懇親会とか施設会議とか、そういったもので非常に貴重なところでもありますし、温泉そのものも近所ですね、お年

寄りの人とか、そういった方がまほろば号で西鉄太宰府の駅まで行って、そこからバスに乗って利用していらっしゃるとか、そういう形態があるんですけども、これが民間に移った場合に、それがずっと保証できるかどうかというのがあります。民間であれば、あそこはですね、高さ制限もありますし、周りは文化財としての指定地域でもありますし、拡張もできないという状況でございますので、例えば民間が買ってですね、ビジネスホテル形式のホテルに業態を変えた場合にですね、会議室とか、あるいは宴会場とか、そういったものをつぶして全部宿泊施設にする可能性もあるわけですね。そういうことまでも含めてどうなのかということをもひとつ考えていただきたいと思います。

それから、もう一つですね、通常少し黒字にはなっているんですけども、通常の売却、例えば民間はもうだれも応募がなくて、どうしても最終的には破格の低価格でですね、太宰府市で何とか引き受けてくれという話があるやもしれんですね。そういったときにはどういうふうにするか。それもやはり考えておく必要があると思いますよね。

それから、もう一つ、それでもですね、そう言われても、それでも断るのか、あるいは幾らまでの価格やったら市で受けて第三セクターとかいろんなものをつくってやるか、それは商工会とか観光協会にやってもらうとか、そういうことも考えるわけですね。

それから、もう一つは、あそこがですね、だれも引受手がないと仮定しますよね、するともうしょうがないけん更地にして、そしてあそこは文化のあれで国が回収しますよね、そういうふうになった場合に、あの施設はなくなってしまうわけですね。すると、今入っております入湯税とかそういったものはなくなってしまうわけですよ。そういうことも含めてですね、いろんな面でやっぱり今のうちに市の方で検討しておく必要があるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、その点についてはいかがでございますか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） この年金センターの施設、今までの経過を見ましても、市民の利便、特に温泉が出ましたので、お年寄りの憩いの場所ともなっておりますし、宿泊あるいは会場、宴会等、いろんな形で市民の利用度は非常に高かったと思います。と同時に、年金センターの一つの目的は、単なる宿泊じゃなくて、国民年金の普及啓発、それから支援事業等が事業の目的の一つに入ってたわけですが、これはもう既に廃止されております。単なる保養センターとしての太宰府を今福祉協会が委託して需給しておるわけでございますが、したがって国の方針はもう年金センターの財源、それから立て直しの基本方針等々で示されておるように、現在の福祉施設について、福祉施設といいますか、こういう関連施設については、採算の合わない老朽化したものは廃止する、そして現在なお今後とも経営があるものは一般競争入札すると、そういう方針はもう示されておりました、本市としましては、私個人の立場といたしましても、現在果たしてきた年金センターの市民あるいは市へのね、今までの利用の範囲と申しますか、利用を供した市民の期待とかいろいろございます。そういうことについて、はいやめますということは承知できない。また、これについての太宰府市の保養センター太宰府が果たして

きた役割等も含めて、今後この事業形態はぜひ継続してもらいたいというふうなことは要望いたしております。したがって、あの施設を直ちに廃止するということはないと思います。現在の経営形態、宿泊施設を継続する形での入札が行われるんじゃないかと思います。ただ、民間に渡った場合の経営主体、これはもう民間の方針でございますからどうしようもないですが、今いろいろ想定されますそういう場合で、現況のまま市が市内の第三セクターで引き受けて今の状態を継続していったらいいのかということにつきましては、いろいろな情報が出ておりますので、商工会なり観光協会なり、あるいはその他関係団体の方に情報を提供しながら検討していくということでございます。

また、入札の対象につきましても、現在の年金センターの果たしておる役割、それはぜひ維持しながら継続していただきたいと、そういう条件等につきましても、そういう機構の方には今申し入れておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 例えば、民間の業者が引き受けるということになりまして、ある程度市の方からこういうものは残してくださいとか、こうしてくださいとかという話をされますときに、逆にですね、今17室ぐらいありまして、高さ制限があって高くはできないですね。景観条例とかいろいろありまして、例えば特例としてですよ、老朽化しているから建て直して、高さをもう少し高くしたりですね、あるいは駐車場を広げる、駐車場の問題とかいろんなものを勘案して変える、そうしないと採算上合わないから、現状の会議室とか宴会場とか、そういったものも併設したようなものはつくられないという、条件としてそういうことの提案がありましたときにはそれについて市としては応じることはできるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 基本的に、これは入札して新しく年金センターを運営する業者が決まれば、現在申しておるような諸条件ですね、それと現在年金センターで働いている人たちの雇用継続の問題等もございまして、もろもろの問題については私から申し入れをいたしておりますが、ただ今後新しい経営主体がかわった場合、赤字でいいということではなく、やはり経営上は採算ベースが合うように、しかしながら今まで果たした年金センターの役割なり、あるいは太宰府市が国博ができて宿泊施設の希望者が多いということを十分勘案した形での経営主体が決まってもらいたいと。また、そういう形で申し入れもいたしておるところでございます。

まだまだ十分情報提供を受けながら、市の関係団体とも話していきたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） どうもありがとうございました。この保養センターの施設につきましては、本当に太宰府市では貴重な施設であると思います。そこに働いていらっしゃる方もほとんどの方が太宰府市の方でございまして、やはり市民みんなが知っている施設でございますので、いろんなことを想定しながらですね、一番いい方法になりますよう、ぜひとも市の方で

検討いただいて、どんな状況でも対応できるようにぜひともお願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日6月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時03分

~~~~~